

宮ノ浦遺跡

—第5次発掘調査報告書—

2020

姫路市教育委員会

序

宮ノ浦遺跡は姫路市飾東町庄に所在する遺跡です。遺跡が発見されたのは平成20年と最近のことですが、飛鳥時代から平安時代にかけての遺構・遺物がまとまって見つかっています。飛鳥時代の遺跡としては、市内では辻井廃寺、市之郷廃寺といった古代寺院の存在が知られていますが、発掘調査を通じて本遺跡は同時代の役所跡である可能性が明らかになってきました。

市域には、播磨国府があったことが文献から知られていますが、その他にも飾磨郡衙などの地方官衙が存在していたと考えられています。飾東町の周辺には小川廃寺、上原田廃寺、豊国廃寺、上原田遺跡などの遺跡が古くから知られ、市域でも古代の遺跡が密集する地域の一つといえます。今回の調査では、とくに建物遺構について非常に重要な成果を得ることができました。現時点では将来に委ねなくてはならない課題も多々ありますが、ここに調査成果を報告し、地域の歴史の解明と調査・研究の進展に資する所存であります。

最後に事業実施にあたり、多大なご協力を賜りました関係者各位に心から御礼申し上げます。

令和2年(2020年)3月

姫路市教育委員会

教育長 松田 克彦

例言・凡例

1. 本書は兵庫県姫路市飾東町庄字二反田164番の一部、168番1の一部、169番10、164番地先里道で実施した宮ノ浦遺跡第5次調査の発掘調査報告書である。
2. 発掘調査はオーエイハウジング有限会社による宅地造成工事に先立って実施した。
3. 発掘調査は平成30年(2018年)4月10日から8月14日の期間に、出土品整理作業及び報告書の作成は平成31・令和元年度に実施した。
4. 発掘調査はオーエイハウジング有限会社の委託を受け、姫路市が実施した。
5. 現地調査及び出土品整理作業、発掘調査報告書の作成は姫路市教育委員会 生涯学習部 埋蔵文化財センターが担当した。
6. 発掘調査および出土品整理作業、発掘調査報告書作成・刊行に係る経費は事業者であるオーエイハウジング有限会社が負担した。
7. 遺構名の表記は、掘立柱建物跡(SB)、柵及び柱列(SA)、溝(SD)、柱穴(SP)、土坑(SK)、不明(SX)とした。
8. 遺構名は検出順に1番から番号を付している。
9. 発掘調査平面図は世界測地系を使用し、方位は全て座標北である。標高は、東京湾平均海水準(T.P.)を使用した。
10. 土層注記に用いた色調は『新版 標準土色帳』(1999年度版)に準拠している。
肥前陶器・磁器:九州近世陶磁学会事務局 2000『九州陶磁の編年』
備前焼:乗岡実 2000 「備前焼播鉢の編年について」『第3回中近世備前焼研究会資料』
11. 本書で用いる土器類の分類名・編年および年代観は次の文献によっている。
土師器・須恵器:奈良国立文化財研究所 1976『平城宮発掘調査報告Ⅶ』奈良国立文化財研究所学報第26冊
良国立文化財研究所 1978『飛鳥・藤原宮発掘調査報告Ⅱ』奈良国立文化財研究所学報第31冊
在地土器:姫路市教育委員会 2017『村東遺跡』姫路市埋蔵文化財センター調査報告第56集
東播系須恵器:中世土器研究会 2015 「東播系須恵器鉢の分類と編年」『中近世土器の基礎研究』26
12. 発掘調査で得られた出土遺物、図面、写真等は姫路市埋蔵文化財センターにおいて保管している。
13. 発掘調査・出土品整理および報告書作成においては、下記の方々・機関より御協力・御教示を賜った。深く感謝の意を表します。(敬称略、五十音順)
市川創、大橋泰夫、尾野善裕、金田明大、神野恵、森暢郎、山中敏史、庄自治会、歴史時代土器研究会

目 次

第Ⅰ章 調査に至る経緯と経過	1
第1節 調査に至る経緯と体制	1
第2節 調査の経過	1
第Ⅱ章 遺跡の立地と環境	2
第1節 遺跡の立地と環境	2
第2節 既往の調査	3
第Ⅲ章 調査の結果	5
第1節 古代の遺構と遺物	5
第2節 中世の遺構と遺物	15
第Ⅳ章 総括	20
写真図版	

第Ⅰ章 調査に至る経緯と経過

第1節 調査に至る経緯と体制

姫路市飾東町庄字二反田164番の一部、168番1の一部、169番10、164番地先里道においてオーエイハウジング有限会社によって宅地造成工事が計画された。計画地は周知の埋蔵文化財包蔵地である宮ノ浦遺跡（兵庫県遺跡番号：020937）に該当する。

事業者より平成30年1月10日付けで文化財保護法第93条に基づく届出があった。当該地では平成28年4月12日～14日に実施した試掘調査（遺跡調査番号：20160020）により、遺構・遺物の存在が確認されている。このことから工事によって遺跡に影響が及ぶ範囲の取扱いについて協議を行い、兵庫県教育委員会に平成30年2月19日付けで進達した。兵庫県教育委員会から平成30年3月30日付けで記録保存の取扱いの旨、通知を受け、工事により遺構が破壊される範囲を対象として本発掘調査を行うこととなった。事業者と平成30年4月3日付けで委託契約を締結し、発掘調査を開始した。途中、工事計画が変更されたため、平成30年8月2日付けで変更契約を締結し、継続して調査を行った。

現地調査開始から整理作業終了までの体制は、以下のとおりである。

教育委員会事務局	教育長	中杉隆夫(～H31.3)	埋蔵文化財センター
		松田克彦(H31.4～)	館長 前田光則
	教育次長	名村哲哉(～H31.3)	課長補佐 岡崎政俊
		坂田基秀(H31.4～)	係長 森 恒裕
	生涯学習部長	岡田俊勝(～H31.3)	再任用 竹井宏文
		沖塩宏明(H31.4～)	技術主任 中川 猛
	文化財課長	花畑和宏	技術主任 関 梓(～H31.3)
	課長補佐	大谷輝彦	
	技術主任	関 梓 (H31.4～)	
	技 師	黒田祐介(～H31.3)	

第2節 調査の経過

調査対象面積は1,035㎡である。平成30年4月10日より敷地南側より重機掘削を開始した。調査にあたっては、掘削の都合上、調査対象範囲に含まれない部分の耕土等も除去したが、そうした部分については、遺構検出のみにとどめ掘り下げ等は行っていない。調査の開始直後からSB01・SB02が検出され、濃密に遺構が存在することが明らかとなった。調査区東側の水路沿いでSB03を検出した。延長20mの規模で長舎建物の可能性を有すことから、島根大学法文学部教授大橋泰夫氏に専門的知見に基づく現地指導を依頼し、調査の中盤にあたる平成30年6月21日に指導を受けた。その後、調査で得られた成果を8月8日付けで報道機関に発表し、8月11日に現地説明会を開催した。参加者は地元の方を中心に118名であった。補足調査等を行い、8月14日に現地での調査を終了した。遺物はコンテナ27箱分が出土した。平成31・令和元年度に整理作業を実施し、本報告書を刊行した。

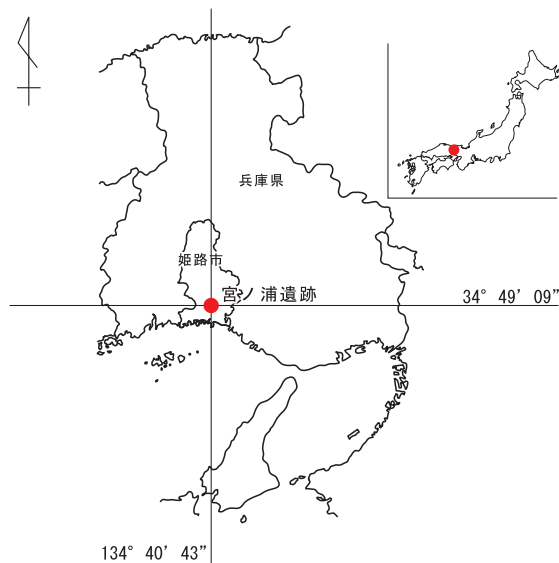


図1 調査位置図

第Ⅱ章 遺跡の立地と環境

第1節 遺跡の立地と環境

宮ノ浦遺跡は、姫路市域を南北に貫く市川の東岸にあり、庄山山塊の西に広がる扇状地上、標高約22mに立地する。調査地の前面を旧国道372号(社街道)が通過し姫路と丹波、京都方面をつなぐ。近世には遺跡の北側を巡礼道(丹波道)が通り、書写山円教寺から法華山一乗寺へと至るルートがあった。遺跡の南1.8kmには姫路から有馬を経由し、伊丹へと至る有馬街道が、その南0.7Kmには近世山陽道が東西に走行する。同じ扇状地上の東約400mには官衙遺跡と目されている上原田遺跡が存在する。遺跡の北に広がる山塊の南麓には、西から石積山1・2号墳、トンノク谷1・2号墳、宝塚古墳、トオトヅカ古墳、オヘラ南麓古墳、小学校裏山古墳、住宅裏山古墳、城山東麓1～3号墳、飾東1～4号墳といった古墳が点在している。こうした古墳群の存在を背景にして、花田町小川には小川廃寺(現在、金剛山定額寺)、花田町上原田には上原田廃寺(伝、佛陀山乗福寺)が、飾東町豊国には豊国廃寺が築かれている。いずれの寺院跡も発掘調査を行っていないため、詳細は不明であるが、小川廃寺で上原田式の軒丸瓦と北宿式軒平瓦が、上原田廃寺では上原田式軒丸瓦と毘沙門式軒丸瓦が表面採取されている(鎌谷1942)。なお、これらの寺院に共通して出土する上原田式軒瓦は今里幾次により播磨国府系瓦の一端に位置づけられているが、その分布範囲は宮ノ浦遺跡の所在する飾東郡域に濃密に広がる。播磨国府系瓦の中でも特殊な分布状況を示し、飾東郡に所在する遺跡群を理解するうえで鍵となる資料といえる。

宮ノ浦遺跡の東側に所在する上原田遺跡では、奈良時代中期から平安時代前期の遺構が見つかった。掘立柱建物跡7棟と井籠組及び縦板組の井戸、和同開珎を納めた地鎮遺構が検出された。遺物は墨書土器、石帯、硯、上原田式軒丸瓦等が出土し、報告書では地方官衙的性格が推測されている(兵庫県教委1980)。図3に示すように両遺跡は近接し、その存続時期も一部重なることから、相互の関連が想定される。

市川東岸の花田町小川・上原田、飾東町庄・豊国一体は戦前より瓦や土器片の散布が伝えられ、古くから研究者らに注目されていたものの、本格的な調査は少なくその実態は長らく不明のままであった。そうした中、宮ノ浦遺跡は郡名を冠する飾東町に所在することからも、周辺地域の実態を知るうえで極めて重要な遺跡であるといえよう。

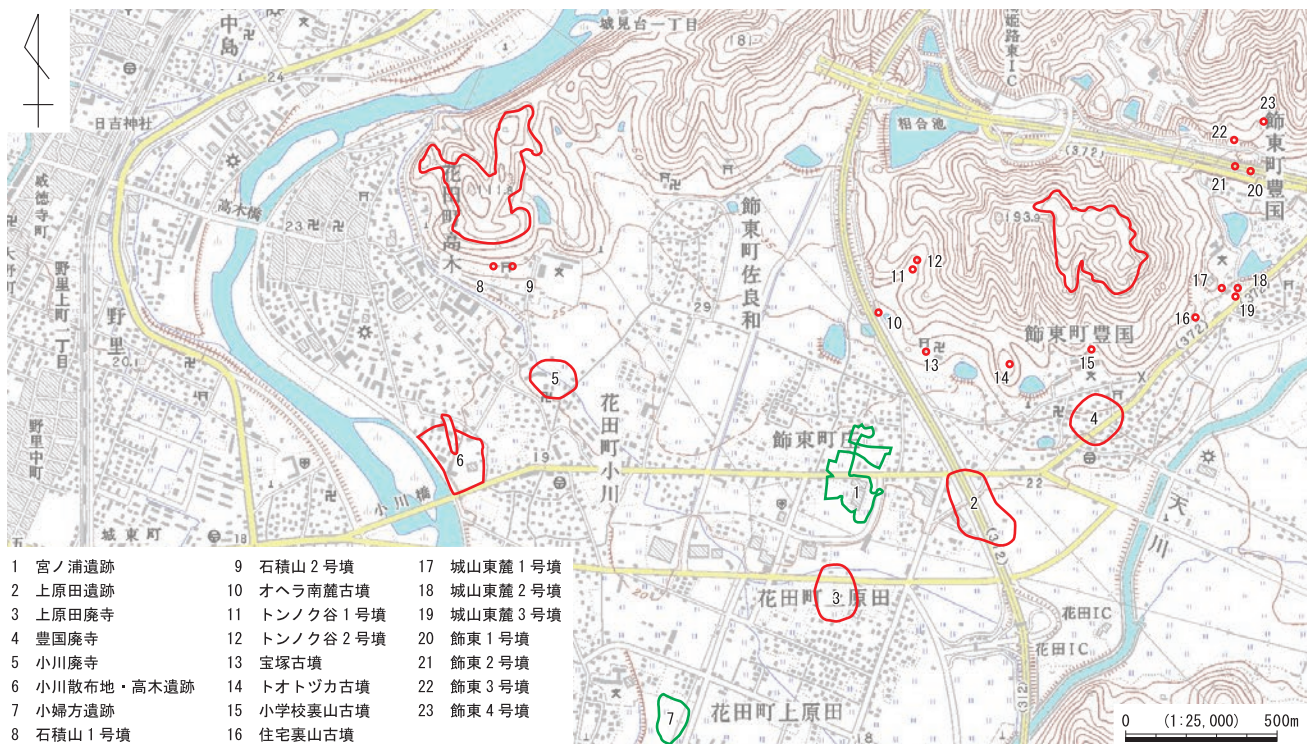


図2 調査地周辺の遺跡

第2節 既往の調査

宮ノ浦遺跡においては、図3に示すように試掘・確認調査を含めてこれまでに4次の調査を行っている。そのうち、今回の調査地の南東において実施した第1次調査では掘立柱建物跡2棟と柵1条、溝2条を検出した。建物跡と柵は正方方位を志向し、溝はいずれも斜行する。溝からは暗文土師器や上原田式軒丸瓦等が出土し、7世紀～10世紀までの時期幅を有す。そのため、必ずしも良好な一括資料とはいえないが、溝SD1のうち坪4に該当する場所からは7世紀代の遺物がまとまって出土した。当該期の播磨における土器の編年の研究は未だ模索の状態にあることから、宮ノ浦遺跡の土器様相の一端を示すため当該遺物について報告する。

図4-1は杯H蓋、2はかえりのある須恵器蓋で宝珠つまみを有す。3・4は杯B、高台が高く、外方へ強く張る。5～13は杯G、底部はいずれもヘラ切りで、平底となる5～10と丸みを帯びる11～13に分けられる。14は土師器杯C、径高指数は31で内面に2段の放射状暗文。15は土師器杯A、内面に1段の放射状暗文を施す。16・17は鉢A、底部は丸みを帯びるが平底に近い。18・19は土師器高杯である。内面には1段の放射状暗文・見込みには螺旋状暗文を施す。20～22は土師器甕である。22の最大径は胴部にあり、20・21は口縁部にある。内外面ともハケを施し、口縁部内面まで及ぶ。21の端部はやや上方へつまみだす。23・24は須恵器脚付き壺である。25は土師器把手付鉢、26は土師器鉢である。遺物の様相としては、中町編年Ⅲ期に位置づけられている思い出遺跡10区井戸1に類似し、杯Bの様相からはやや先行する可能性もある（中町2000）。杯Bについては、窯出土資料との対比では白沢2号窯出土資料の様相に近い。近年の研究動向を参考にすれば須恵器の様相から7世紀第3～4四半期と考えておきたい（奈文研2019）。

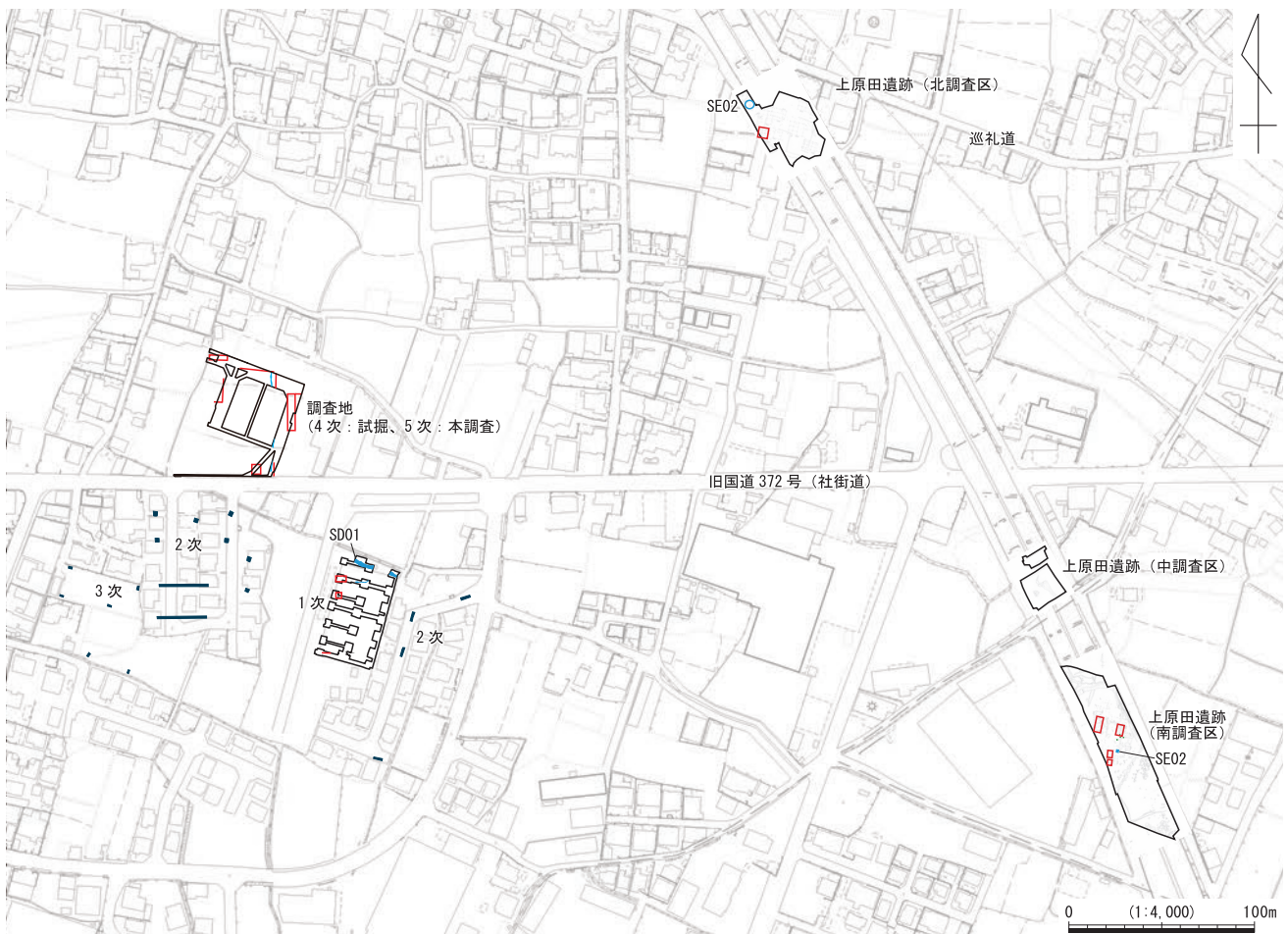


図3 宮ノ浦遺跡と上原田遺跡の調査位置

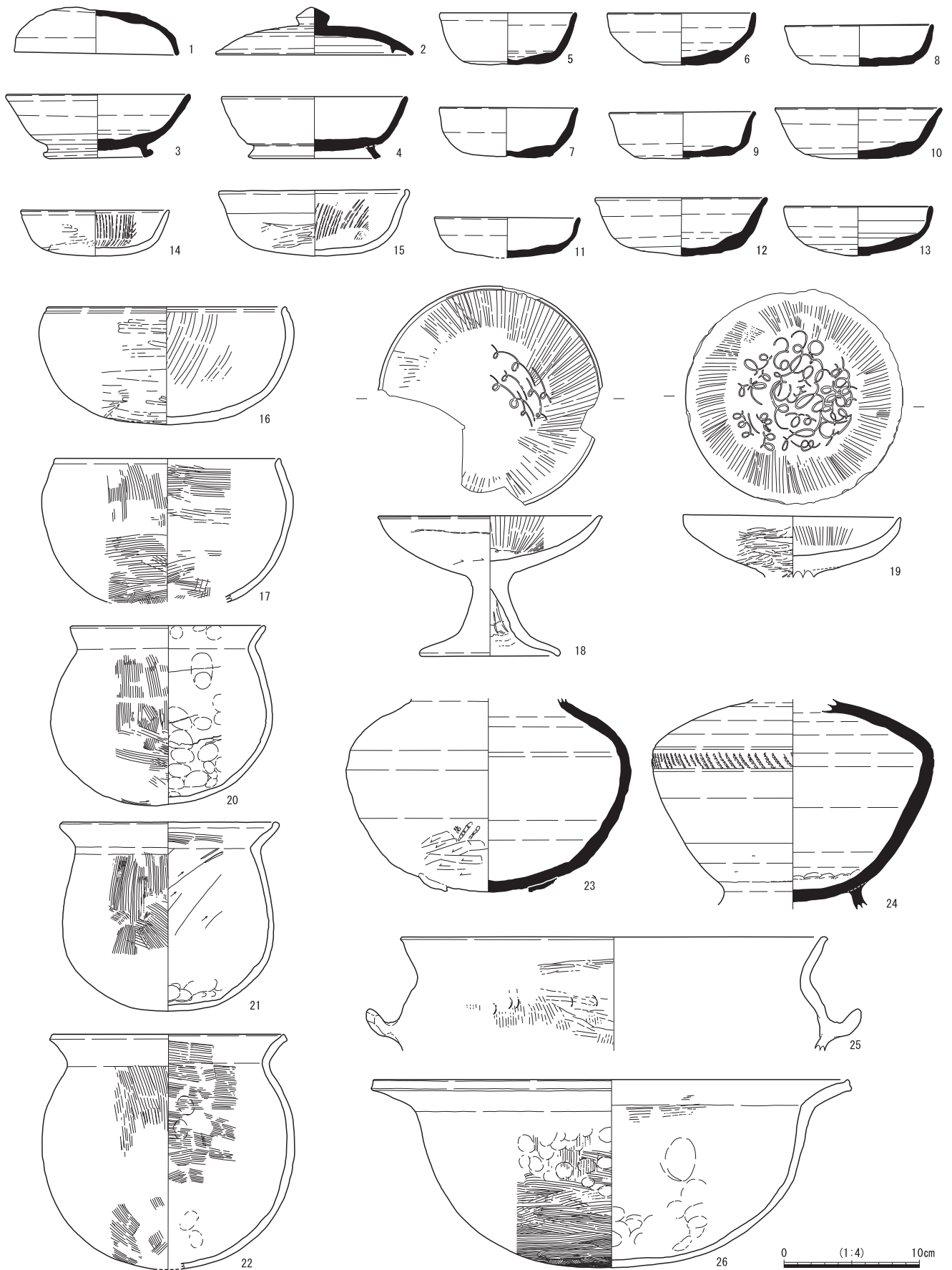
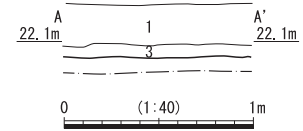


图4 1次SD01坪4 出土遺物

第三章 調査の結果

調査区の基本層序は耕土（厚さ約20cm）、床土（厚さ約5cm）を経て、白色シルト～粘土の地山に至る。地山の標高は北端で22.5m、南端で21.5mを測り、緩やかに南に向かって傾斜している。遺構検出は全て地山上面で行った。検出した遺構は大きく古代（7世紀後葉～10世紀）と中世（12世紀）に分けられる。以下、古代と中世に分けて遺構・遺物の様相を記載する。



1. 耕土
2. 2.5Y6/2 灰黄色細砂（床土）
3. 10YR7/2 にぶい黄橙シルト

図5 土層断面図

第1節 古代の遺構と遺物

古代の遺構として掘立柱建物跡5棟、柵跡2列、溝4条を検出した。遺構は総じて、飾磨郡の条里地割とは異なる向きに配置されている。遺構の様相は大きくSD2を境に東西で異なっており、SD2の東側でSB2・SB3、SA1・SA2、西側でSB1・SB4・SB5、SA3を検出した。

SB1 調査区の南東隅で検出した。調査区内で検出した柱穴はSP1～SP7の7基である。調査区の形状と遺構の配置から、建物は調査区外に広がると推測する。SP1・SP2の西側とSP6・SP7の北側で柱穴を検出していないことから、3間×3間の南北に長い総柱建物と考える。SP3-SP4を基準とした棟方向はN1°Eで、建物の検出規模は南北方向3間5.1m、東西方向3間4.2mを測る。平面積は21.42㎡である。柱間寸法は南北方向で1.7～1.8m、東西方向で1.3～1.4mを測る。柱穴は隅丸方形を呈し、掘方は小さいもので短辺70cm、長辺80cm、大きいもので短辺1.1m、長辺1.0m以上を測る。深さは最も深いSP2で遺構検出面から62cm、最も浅いSP7では48cmを測る。SP5とSP6は柱材が残存していた。その他の柱穴底面には、柱が沈み込んだ直径20～32cmの円形の痕跡（以下、あたりという）が検出でき、柱の抜き取り痕は認められなかった。柱通りは梁行・桁行ともによく揃っている。古代に位置づけられる柱穴の埋土は褐灰色シルトと地山起源の灰白色シルトの混じりを基本とし、その比率から大きく2～3層に分層できる。部分的に細砂～極細砂も含むが、土質の異なる土を用いて明確に版築された状況は観察できない。他にSP7の底からは直径10cm程の扁平な石が出土しており根石の可能性もあるが、柱に対して小さいことから断定できない。SB1を構成する柱穴から遺物は全く出土しなかった。

SB2 調査区南東隅で検出した。調査区内で確認した柱穴はSP1117～SP1121の5基である。検出した位置から建物は東側に広がる1間×3間以上の掘立柱建物と考えられる。SP1117～SP1120を基準とした棟方向はN2°Eである。平面規模は東西方向1間2m、南北方向3間5.7m、平面積は11.4㎡を測る。柱穴は隅丸方形を呈し、掘方は一辺48～60cmを測る。SP1117で直径20cmのあたりを検出した。柱穴の深さはいずれも遺構検出面から32cmと均等で、埋土は概ね2層に分けられる。

遺物は、SP1118の掘方中層から須恵器杯の口縁部1、SP1121の掘方から須恵器壺の口縁部2が出土した。いずれも小片であり、時期比定は困難である。

SB3・SA1 調査区東壁に沿って検出した。遺構の配置から、調査区の東側に広がる可能性が高い。一部、未調査部分がある点と大型の建物であることからひとまず柱列ごとに記述する。

柱列1は、柱列の一番西側に位置しSP1010～SP1022の12基の柱穴で構成される。柱列の主軸はN1°E、延長は11間19.6mである。柱穴は隅丸方形から円形を呈し、掘方は一辺50cm～1mを測るが、SB1に比べると小振りである。SP1010～SP1013、SP1015、SP1017、SP1021、SP1022であたりを検出した。柱穴間の心々距離は基本的に1.8mの等間隔であるが、南端のSP1010とSP1011の柱間のみ1.6mと狭い。あたりの直径は12～25cm、深さは概ね均等である。柱列1の延長線上にあたるSP1010の南側でSP1005とSP1070の2基の柱穴を検出した。SP1010とSP1005の間隔は3.7mを測ることから、これは柱列1と一連ではなく、別の遺構を構成する柱穴と推測する。

柱列2は、柱列1の東2.4mに位置しSP1030、SP1032、SP1033、SP1096、SP1097、SP1105の6基の柱穴で構成される。柱列の主軸はN1°Eである。掘方は隅丸方形を呈し、一辺80cm～1mと柱列1・3よりも大きい。SP1030、SP1096、SP1105の3基で直径12～16cmのあたりを検出した。SP1096とSP1105間の心々距離は1.8mである。

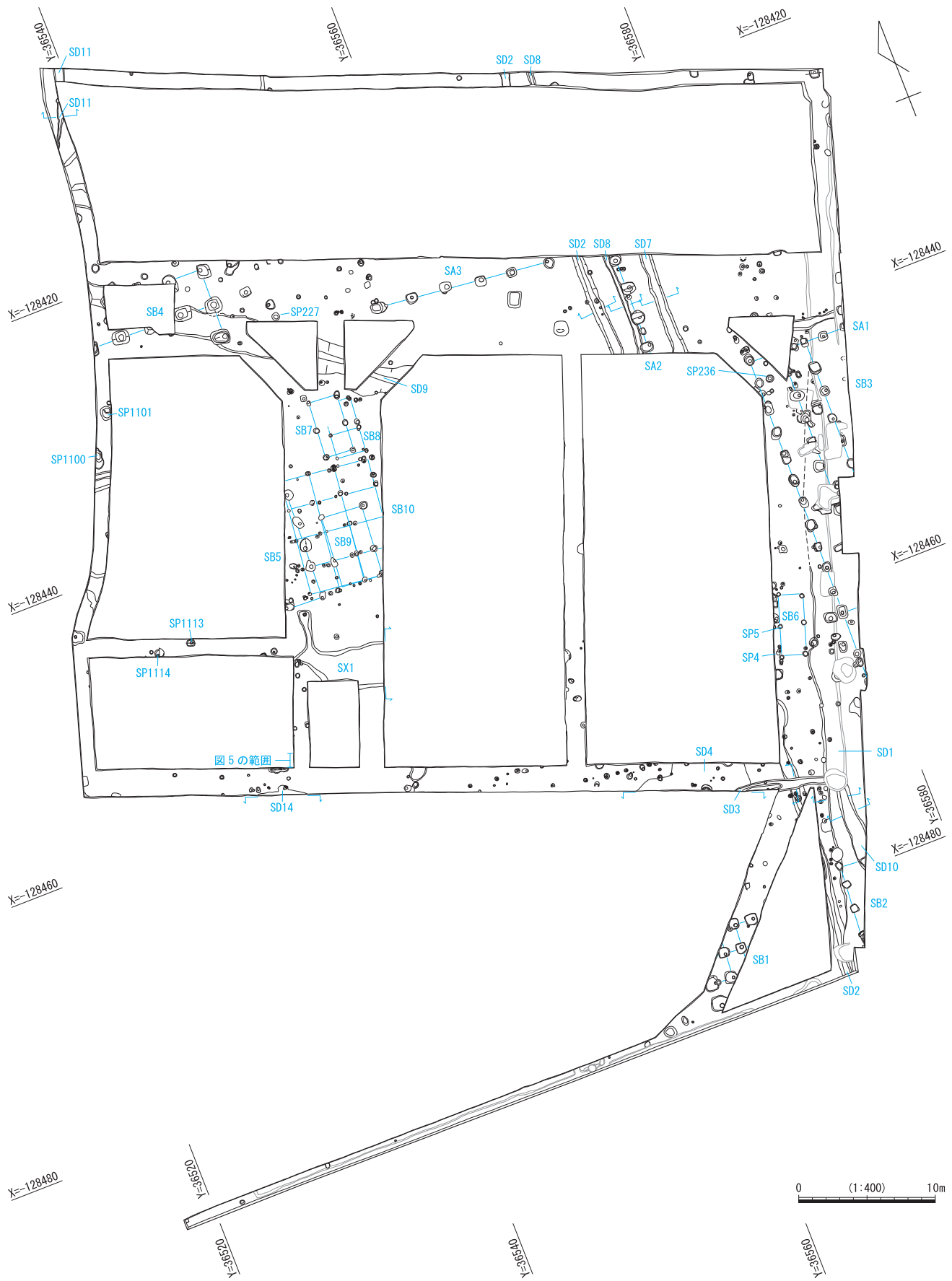
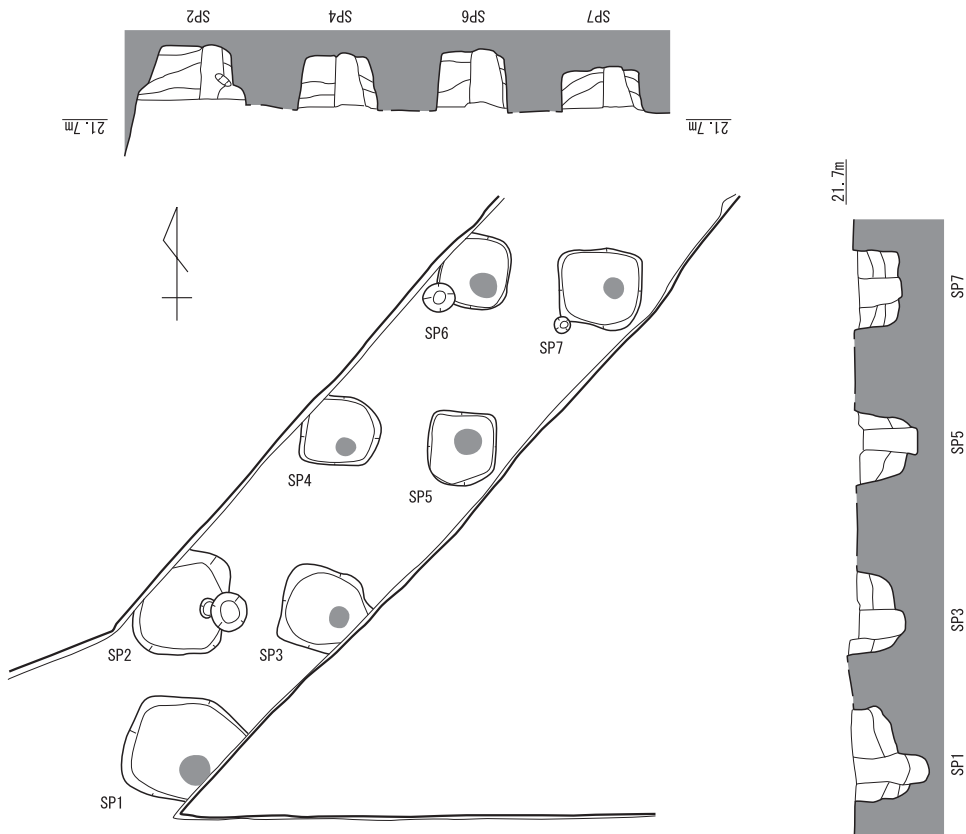


図6 調査区 平面図



図7 調査区 オルソ・点群図

SB1



SB2

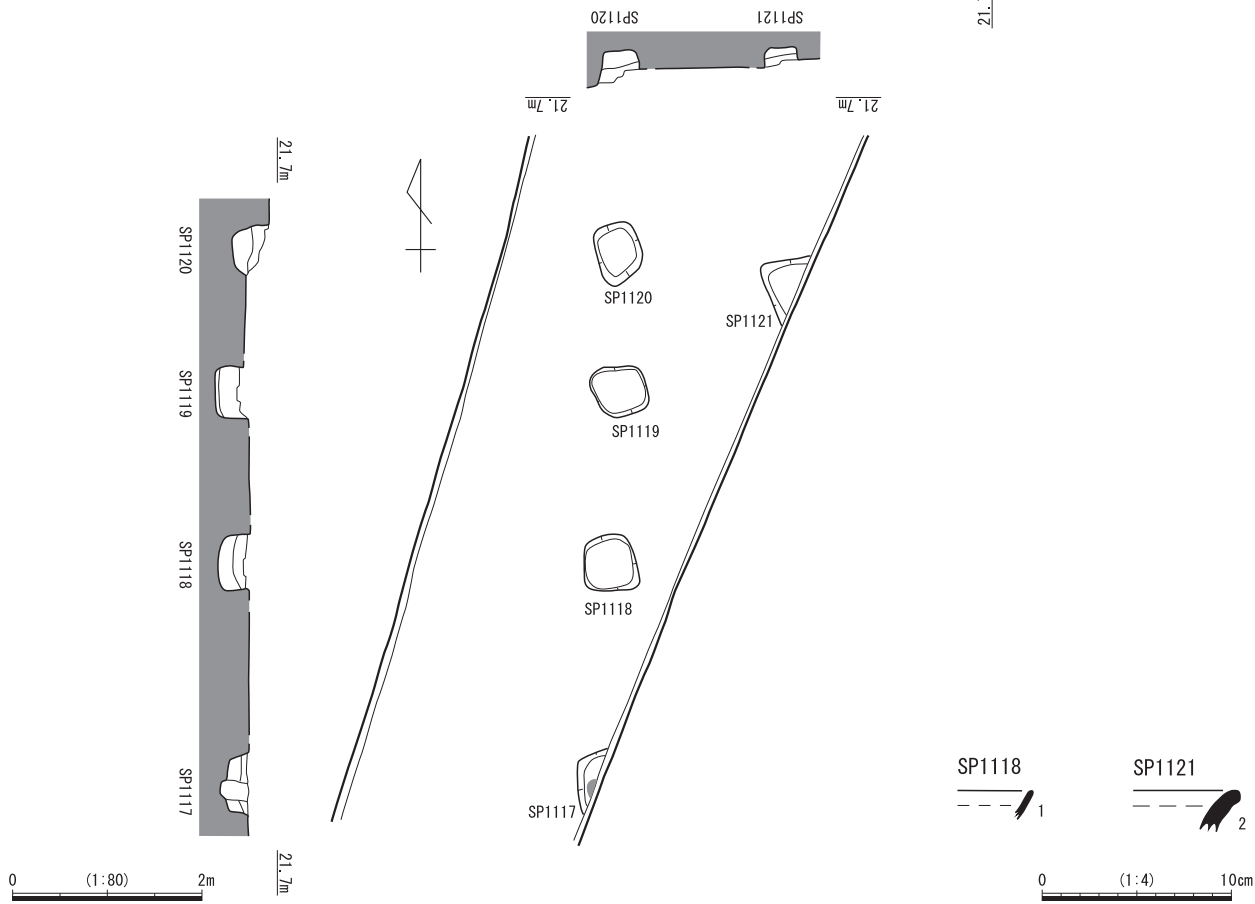


图8 SB1·SB2 平·断面图、出土遺物



图9 SB3 · SA1 平 · 断面图、出土遗物

柱列3は、柱列1の東側4.2m、柱列2の東側2.0mに位置する。SP1034～SP1039の6基の柱穴で構成される。柱列の主軸はN1° Eである。掘方は隅丸方形から円形を呈し、規模等は柱列1に類似する。SP1036、SP1037の2基で直径20cmのあたりを検出した。柱間の心々距離は2.1mである。

柱列4は、柱列3のSP1039から東西に延びるSP1040、SP1041の2基の柱穴である。柱列の主軸はN1° Eに直交する。掘方は隅丸方形を呈し、一辺約60cmを測る。SP1040で直径14cmの柱のあたりを検出した。SP1039～SP1041の柱間は1.6mである。

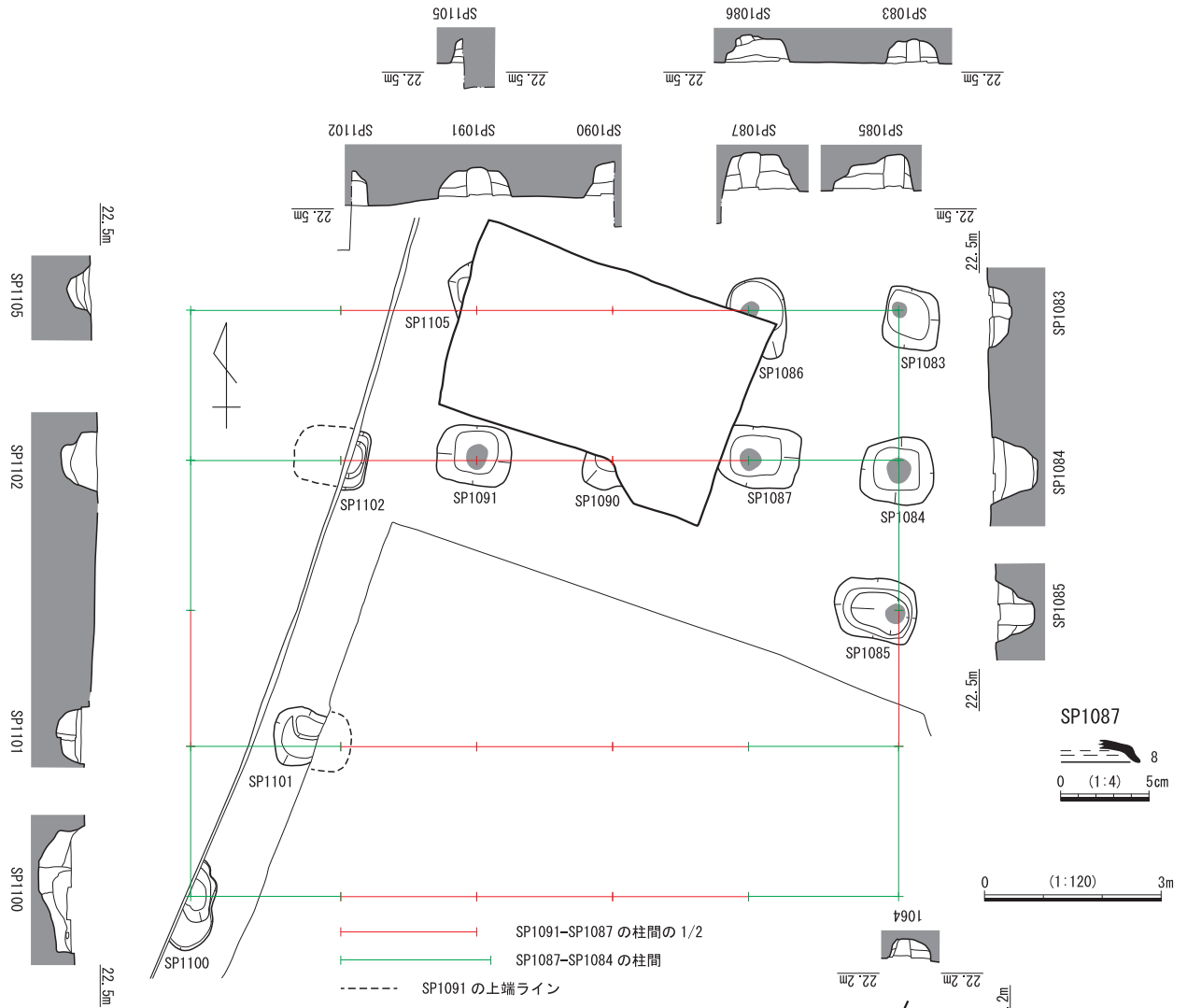
柱列1・2・3は主軸が揃い、掘方規模、埋土状況等も類似することから一連の遺構と解釈できる。柱穴規模の揃う柱列1と3が対応すると考えられるが、柱穴間の位置関係はわずかにずれている。この点は、柱の上に桁を通し、その上に小屋組を行う京呂組によって建築された可能性を示唆する。これを勘案すると柱列1～3は梁行2間4.2m×桁行11間19.6mの長舎建物（SB3）に復元でき、柱列4がSB3と接続する柵（SA1）となる（復元案1-図6）。ただ、柱列2がSB3を構成する柱列と位置づけるか、別の遺構とするかについては調査区の制約から判然としない。また、柱列1が柵となり、柱列3と4が組み合う可能性もありうる。様々な可能性を指摘できるが、ここでは上述の長舎建物SB3としておきたい。合わせて、柱列1の南で検出したSP1005とSP1070がSB3と同規模で南側に並列するSB3-1となる可能性を呈示しておきたい（復元案2-図17）。なお、その場合SP1005とSP1010の間が馬道と考えられ、柱穴が存在しない点とも整合する。

遺物は柱列1のSP1012掘方から須恵器杯Hの身3が、SP1014の掘方から須恵器杯4、SP1021の掘方から須恵器杯蓋5が出土した。柱列3のSP1038からは須恵器杯6が、柱列4のSP1041の掘方から須恵器杯7が出土した。7は1次調査SD01の杯と類似することから、7世紀第3・4四半期に位置づけえるが、建物の帰属時期を限定するには資料不足の感が強い。ただ、明らかに8世紀に下る遺物を含まないことから当該時期に位置づけておきたい。

SB4 調査区の北西部で検出した。検出段階では、SP1083～SP1087、SP1090、SP1091、SP1102、SP1105で構成される高床建物と想定していたが、最終的にSP1085の対になる柱は検出できなかった。SP1085を別遺構とする案もあるが、柱穴の底面で検出したあたりの位置はSP1083、SP1084のそれと整列する。掘方規模、埋土状況も勘案し、一連の遺構と判断した。南北方向1間×東西方向4間以上の東西棟にSP1085が伴う形となる（復元案1）。SP1083-SP1085を基準とした建物の方角は真北である。掘方はSP1086を除いて東西方向にやや長い隅丸方形を呈し、一辺0.9～1.4mを測り、本調査区の中で最も大きい。SP1085、SP1091は柱材が残存し、SP1083、SP1084、SP1086、SP1087あたりを検出した。直径は24～40cmを測る。柱間は南北方向・東西方向を問わず2.54mと2.3mで構成される。SB4を構成する柱穴の規模は現時点では播磨地域において検出された古代の柱穴の大きさとしては最大規模である（播考研2005）。未調査部分があるため判然としない部分も多いが、上記の柱穴群の南西側で検出したSP1100とSP1101をSB4の柱穴と仮定すれば、梁行2間×桁行5間以上で、南北両面に廂を有する建物となる可能性もある。この場合、身舎と廂を構成する柱穴の形状・規模はほぼ共通しており、廂を含めた建物の規模は東西12m以上、南北10m、平面積120㎡以上となる。遺物は、SP1087の掘方から須恵器杯の蓋8が出土した。蓋のかえりは消滅しているが小片であるため時期は断定できない。

SB5 調査区西寄りで検出したSP1064～SP1069からなる建物である。SP1066とSP1068の間がやや歪であるが、一連の遺構と判断した。検出した位置から調査区外の西側に広がる東西方向1間以上×南北方向4間以上の側柱建物跡と考える（復元案1）。SP1064～SP1068を基準とした建物の主軸は真北である。東西方向1間2.7m、南北方向4間7.7mとなるが、他の建物に比べて柱間がバラつき、規格性は高くない。掘方は概ね円形を呈し、直径は60～100cmを測る。SP1067を除きすべての柱穴で直径14～28cmのあたりを検出した。遺物は全く出土しなかった。このため、遺物から遺構の時期を特定することはできないが、SB4と柱筋が揃うことから両者は計画的に配置された可能性がある。また、SP1068・SP1069の柱通りを西へ延長した位置にSP1113とSP1114が存在する。未調査部を含むが一連の遺構と評価すると梁行4間以上×桁行5間以上の建物に復元可能である（復元案2）。SP1064～SP1066と柱間寸法が大きく異なる南端の柱列SP1068～SP1114が柵となる可能性も考えられる。遺物が出土していないため時期の詳細は不明である。

SB4



SB5

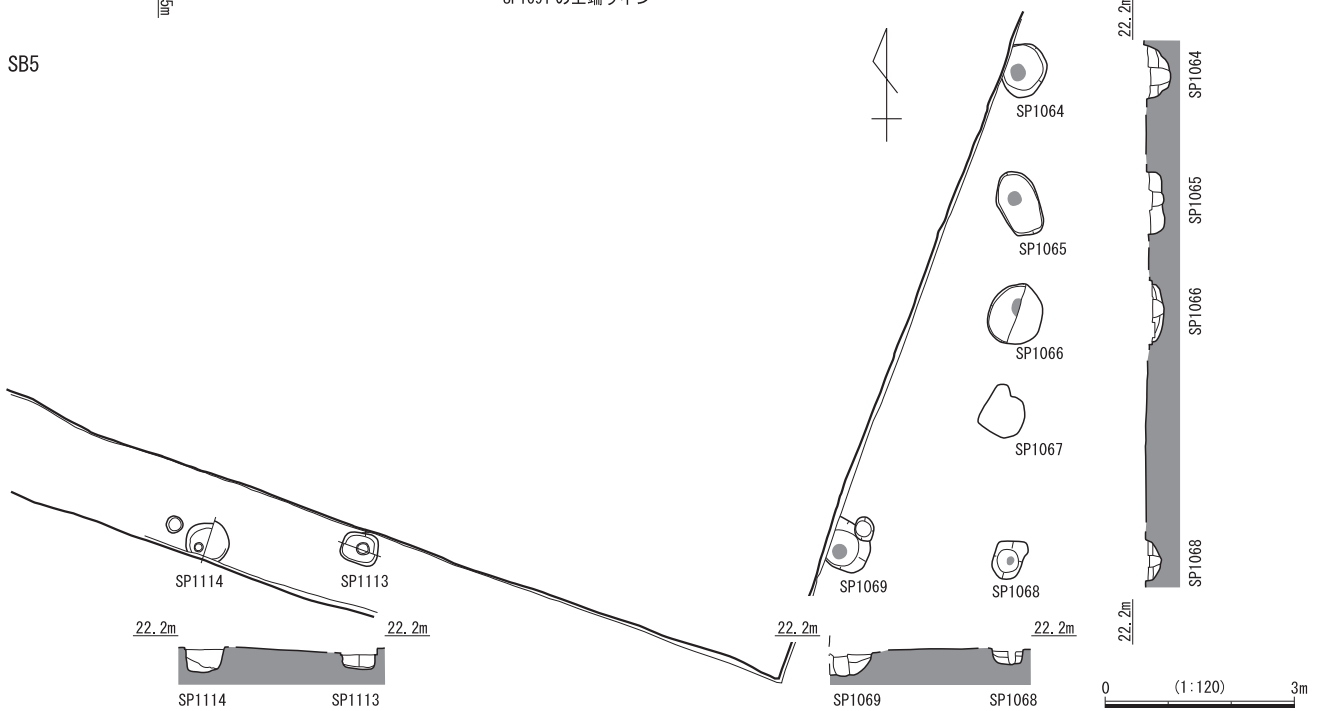


図10 SB4・SB5 平・断面図、出土遺物

SA2 SD2の東約2mに位置する南北方向の柱穴列で、SD8に切られる、南北方向に延びる柱穴列である。調査区内で確認した柱穴はSP1092～SP1095の4基であるが、さらに調査区外に延びると想定する。対になる柱穴列が存在しないことから柵と判断した。掘方は隅丸方形を呈し、一辺70～100cmを測る。SP1094を除く柱穴で直径約20cmのあたりを検出した。柱穴の深さは概ね遺構検出面から40cmで均等である。主軸方向はN0°で、SP1092-SP1093の柱間は2.2mを測る。遺物は出土していない。

SA3 SA2に近接する位置で検出した。東西方向に主軸を持ち、SP1070～SP1075の6基の柱穴からなる。主軸方向はN7° Eに直交する。検出した位置から東側へ更に延びる可能性がある。掘方は隅丸方形を呈し、規模は66～88cmを測る。SP1070、SP1071、SP1074で直径約20cmのあたりを確認した。柱間隔はSP1070～SP1071で2.5mを測る。遺物は、SP1074から須恵器杯の蓋9が出土した。小片であるため時期比定の根拠としては弱い。1次調査SD01の出土遺物の様相から7世紀後半に位置づけられようか。SA2とは主軸がずれることから両者が接続する可能性は低い。

以下に建物を構成しないが、凶化に耐えうる古代の遺物が出土した柱穴について記載する。

SP5 後述する中世の建物SB7に近接して検出した。直径は30cmと推測するが、調査区外に及ぶため全容は不明である。埋土から須恵器杯B10が出土した。器高が低いタイプで高台が丸みを帯びることから新しい様相を示し、8世紀後半頃に位置づけられようか。

SP227 SB4の東約4mで検出した。直径25cm、深さ67cmを測る。埋土から須恵器蓋11、須恵器杯12が出土した。11はかえりが残存することから7世紀後半頃に位置づけられる。

SP236 SB3の柱列1に近接して検出した。直径20cm、深さ26cmを測る。埋土の上層から須恵器杯G h 13が出土した。SB3の柱穴列1と柱穴列2の間に位置しており、対になる柱穴が確認されていないため断定はできないが、SB3と切り合う建物を構成する柱穴の可能性はある。

SD2 調査区の南東端から北東方向に延びる溝である。主軸方向は真北で、検出規模は延長70.8m、幅80cm、深さ30cmを測る。遺構埋土は3層に分層でき、最下層は粗砂であることから流水状態にあった可能性が指摘できる。

遺物は主として2・3層から須恵器杯Bの蓋14・15、須恵器杯B16、須恵器稜椀17、須恵器短頸壺18、須恵器托19、須恵器壺20、手づくね成形の土師器皿21、土師器杯B22、粘土紐巻き上げによる土師器杯23、回転台成形の土師器椀24等が出土している。14～16は8世紀代、19・21・22は8世紀から9世紀、23・24は10世紀代に位置づけられる。出土遺物は時期幅を有すが、7世紀に遡る遺物を含んでいない。

SD7 SDの東約4mで検出した南北方向の溝である。検出規模で延長8.6m、幅80cm、深さ10cmを測る。主軸は真北で、埋土は一層でSD8と類似している。遺物は埋土の各所から分散して出土した。須恵器蓋25、須恵器把手付甕26等が出土している。25は7世紀後半頃に位置づけられる。

SD8 調査区東側を南北方向に延びる溝であり、SD2の東側に位置する。SA2を切っている。検出規模は延長22m、幅37cm、深さ11cmを測る。遺構の主軸は真北、埋土の様相からSD7と同時期であろう。

SD9 調査区東側を東西方向に延びる溝で、SB4に切られる。検出規模は延長23.6m、幅は最大2.6m、深さは最大30cmを測る。溝の掘方は東側は明瞭であるが、西側にかけて肩は徐々に曖昧になる。遺物は出土していない。

SD10 SB2に切られる南北方向の溝である。検出規模は延長6m、幅1mを測る。上部は削平を受けているものの、深さ16cmが残存していた。遺構の主軸は真北である。SD7を南に延長した位置にあたるが、両者の間に溝等の遺構は検出していないため、直接の関連は不明である。溝底部から須恵器杯G27等が出土した。SB3出土の須恵器杯7と類似することから、SB3と同時期に位置づけられ、主軸も概ね揃うことから関連する遺構と考えられる。

遺構に伴わない遺物 遺構に伴わない形ではあるが、凶化に耐えうる遺物として須恵器杯Bの蓋28、須恵器蓋29、須恵器杯G30、須恵器杯B31、須恵器鉄鉢32等が出土している。29・30は7世紀後半頃、28・31・32は8世紀代に位置づけられる。調査で得られた出土遺物の総量はコンテナ27箱で、大半が古代の瓦である。瓦を除く遺物のうち凶化に耐えうるものは極めて少ない。土器類の出土量と建物遺構の検出状況を対比すると調査地が日常的な生活空間ではないことを示していると解釈することもできる。

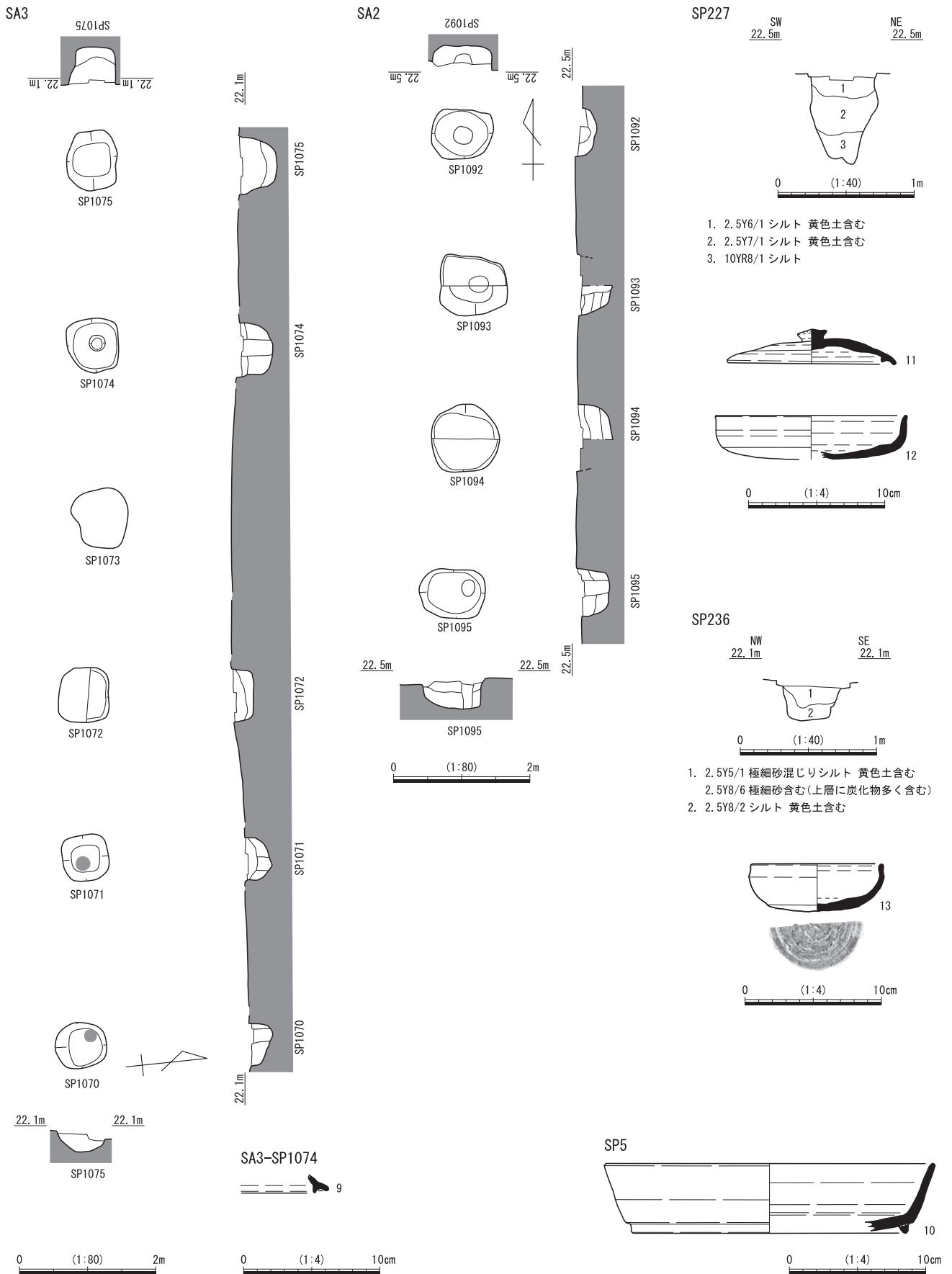
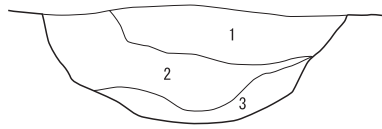


図11 SA2・SA3 平・断面図、柱穴出土遺物

SD2

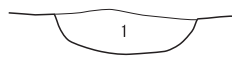
W
22.1m



- 1. 10YR5/2 灰黄褐色極細砂
- 2. 2.5Y6/2 灰黄色細砂混じりシルト
- 3. 2.5Y6/2 灰黄色粗砂

SD8

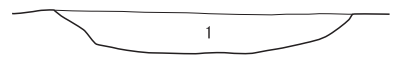
E 22.1m W 22.1m



- 1. 2.5Y6/3 にぶい黄橙色細砂

SD7

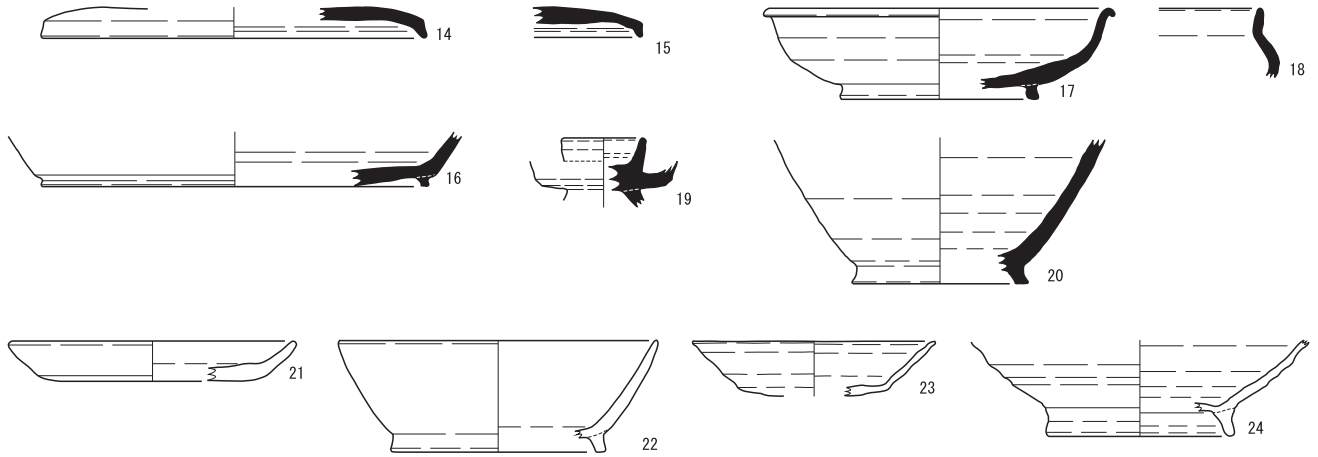
E 22.1m W 22.1m



- 1. 2.5Y6/3 にぶい黄橙色細砂 Mn 含む

0 (1:20) 50cm

SD2



SD7

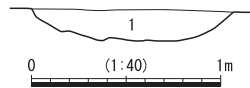


SD10

E 21.7m

W 21.7m

遺構に伴わない遺物



- 1. 2.5Y7/1 灰白色シルト

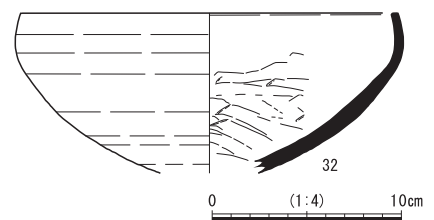
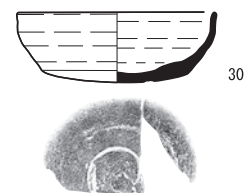
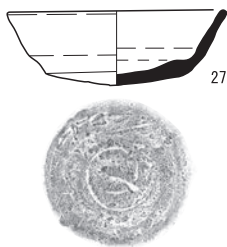


図12 SD2・SD7・SD8・SD10 断面図、出土遺物

第2節 中世の遺構と遺物

掘立柱建物跡5棟、溝4条を検出した。埋土はいずれも灰～灰黄色を主体とする。

SB6 SB3の西約2mの位置で検出した。検出した位置からさらに西側に広がると思われる。検出状況から2間×1間以上の建物跡である。SP33～SP84を基準とした主軸方向はN20° Eを測り、飾磨郡の条里方向に沿う。検出規模は南北方向2間で4.0m、東西方向1間で1.7mを測り、平面積は6.8㎡である。柱間寸法はSP33-SP84で北から1.7m、2.3mを測る。柱穴の平面形は円形であり、直径30～40cmを測る。深さは遺構検出面から12～40cmと柱穴によってばらつきがある。柱通りは南北方向で良く揃っている。出土遺物はなかった。

SB7 調査区の西半、SB5の約3m北東で検出した。1間×2間の建物跡である。SB9と平面プランは重なるが、柱穴の直接の切り合い関係はない。SP142～SP153を基準とした主軸方向はN3° Eを測る。検出部の平面規模は東西方向1間で2.1m、南北方向2間4.3mで、平面積は約9㎡を測る。柱間寸法はSP142-SP153で北から2.2m、2.1mである。柱穴の平面形は基本的に円形を呈し、大きさは直径40～50cm、深さは遺構検出面から30cm～60cmを測る。出土遺物はなかった。

SB8 SB7よりわずかに東にずれた位置で検出した。北西隅にあたる柱穴が未確認であるが、SB7と同様、1間×2間の建物跡であろう。SB7とほぼ同じ位置、構造であることから建て替えと見られるが、柱穴の切り合いがないため新旧は不明である。SP137～SP150を基準とした主軸方向はN5° Eである。検出規模は東西方向1間で2.2m、南北方向2間4.0mで、平面積は8.8㎡を測る。柱間寸法はSP137～SP150で北から2.2m、1.8mである。柱穴の平面形は円形を呈し、直径20～30cm、深さは遺構検出面から28～40cmを測る。出土遺物はなかった。

SB9 SB7の南約4mの位置で検出した1間×2間の建物跡である。平面プランはSB10と重なるが、柱穴の直接の切り合いはなく新旧関係は不明である。検出位置から調査区外に広がる可能性もある。SP177-SP197を基準とした主軸方向はN5° Eである。検出規模は東西方向1間で3.1m、南北方向2間で5.5m、平面積は17㎡を測る。柱間寸法はSP177～SP197で北から3.2m、2.0mと間隔が歪である。柱穴の平面形は基本的に円形を呈し、直径は24～54cmを測り、南側の規模が小さい。深さは遺構検出面から20～40cmを測る。出土遺物はなかった。

SB10 SB9と重なる位置で検出した。検出状況から3間×4間の総柱建物跡と考えられ、調査区外に広がる可能性を有す。SP160-SP199を基準とした主軸方向はN2° Eである。検出規模は東西方向3間で6.7m、南北方向4間で8.6m、平面積は57.6㎡を測る。柱間寸法はSP170～SP176で東から2.8m、2.2m、1.8m、SP160～SP199で北から2.1m、2.2m、2.3m、2.0mである。柱穴は円形を呈し、直径25～50cm、深さは遺構検出面から20～40cmを測る。西から2列目と3列目の柱穴は杭もしくは支柱跡が片方ないし両方に伴う。杭跡は柱穴に比べ直径は小さいが、深い。なお、SP155とSP170の柱列については、ここでは一連と考えたが、西隣りの柱列との間隔が広いことから別棟の可能性も残る。

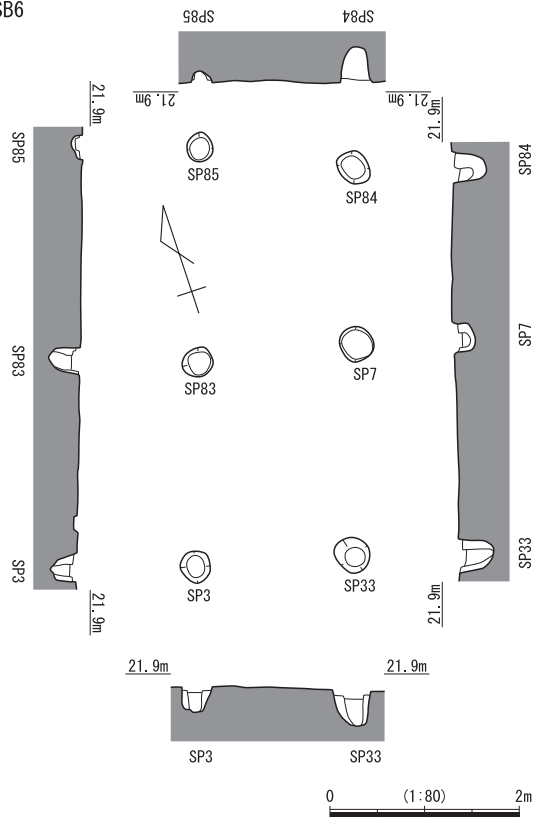
遺物は、SP175内の扁平な石の下から土師皿33～42、土師器杯43が一括出土した。33～42は底部ヘラ切りの小皿、43は底部ヘラ切りの杯である。その他、SP155の埋土から須恵器鉢44が、SP160の埋土の上層から白磁碗45・46、下層から土師器甕47が出土した。44は東播系須恵器鉢で、口縁部形態はA2類である。45は白磁碗IV類、47は口縁部がくの字を呈す厚手の甕、在地土器の様相からSB10は12世紀後半に位置づけられる。

SD1 調査区東端で検出した南北方向に延びる溝である。溝の東半は後世の攪乱を受けており、下位でSB2とSD10を検出した。検出規模で延長5m、幅1.2m、深さ30cmを測る。遺構の主軸はN20° EでSB6と平行する。埋土から須恵器碗48～51、須恵器鉢52、土師器甕53、白磁碗54等が出土した。須恵器鉢52の口縁部はB1 b類で、碗の底部は平底化しつつあることから12世紀後半に位置づけられる。

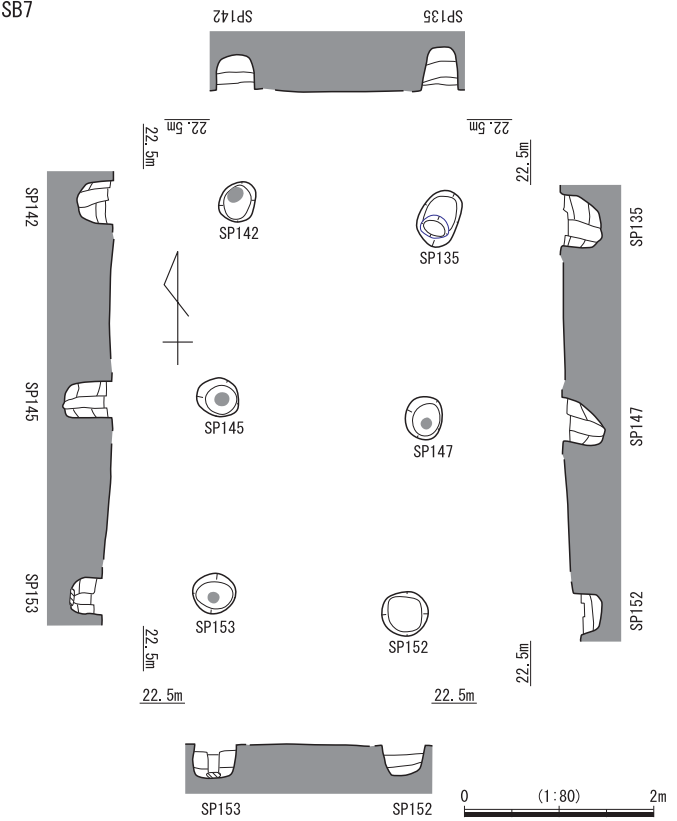
SD3 SD1に直交する東西方向の溝である。SD2を切る。検出規模で延長9m、幅80cm、深さ10cmを測る。SD1との交点部分に攪乱があることからSD1との関係は判然としない。埋土から東播系須恵器鉢55が出土した。口縁部は外方へ拡張するB2類である。埋土の様相も類似することからSD1と同時期と考えられる。

SD4 SD3の上面にあたる場所で検出した溝状遺構である。検出規模で東西8.4m、南北2m、深さ20cmを測る。埋土から手づくね成形の土師器小皿56、須恵器碗57等が出土した。12世紀後半から13世紀初頭と考えられる。

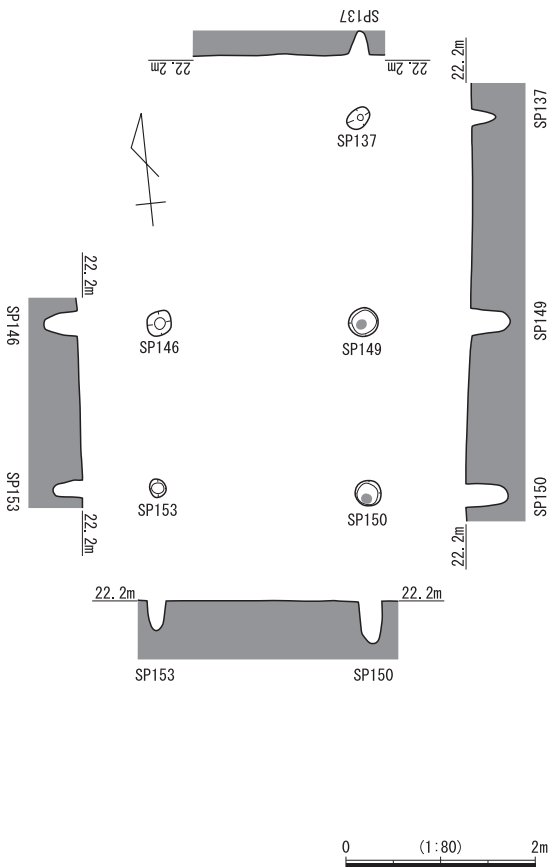
SB6



SB7



SB8



SB9

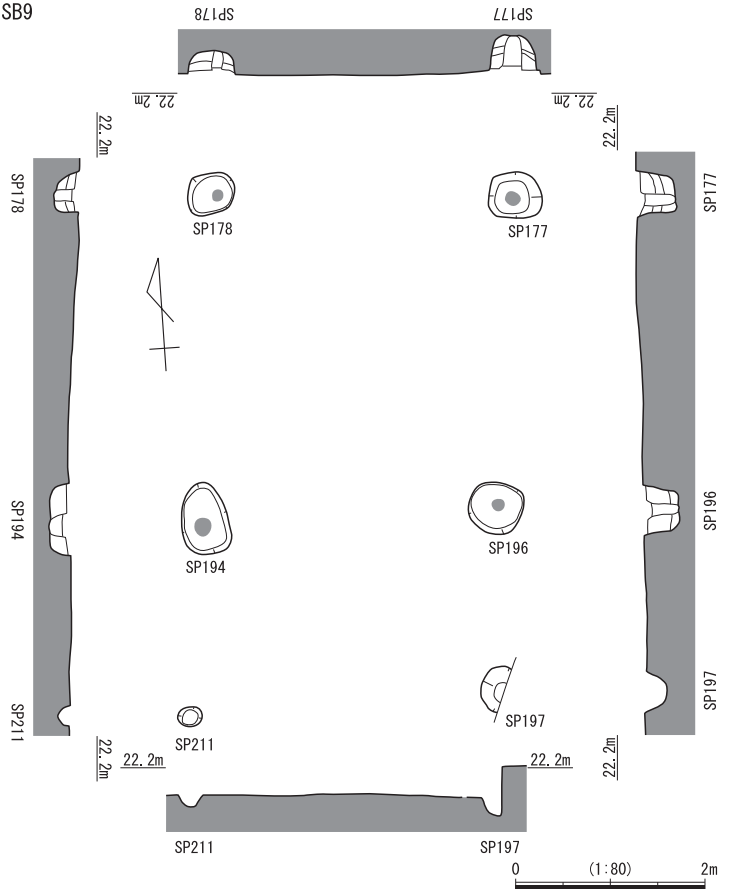


图13 SB6 · SB7 · SB8 · SB9 平 · 断面图

SB10

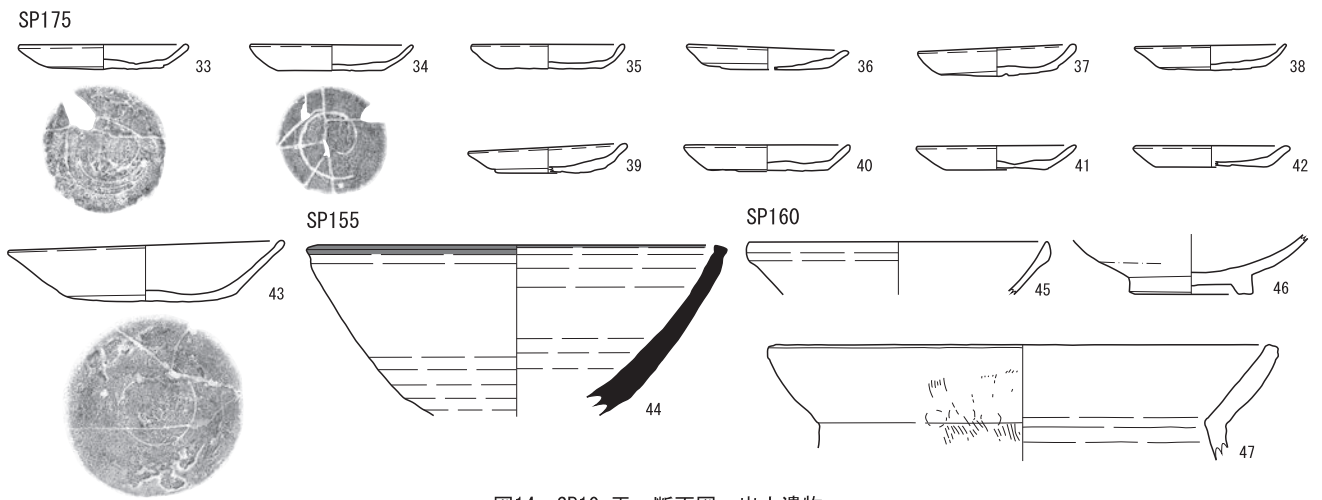
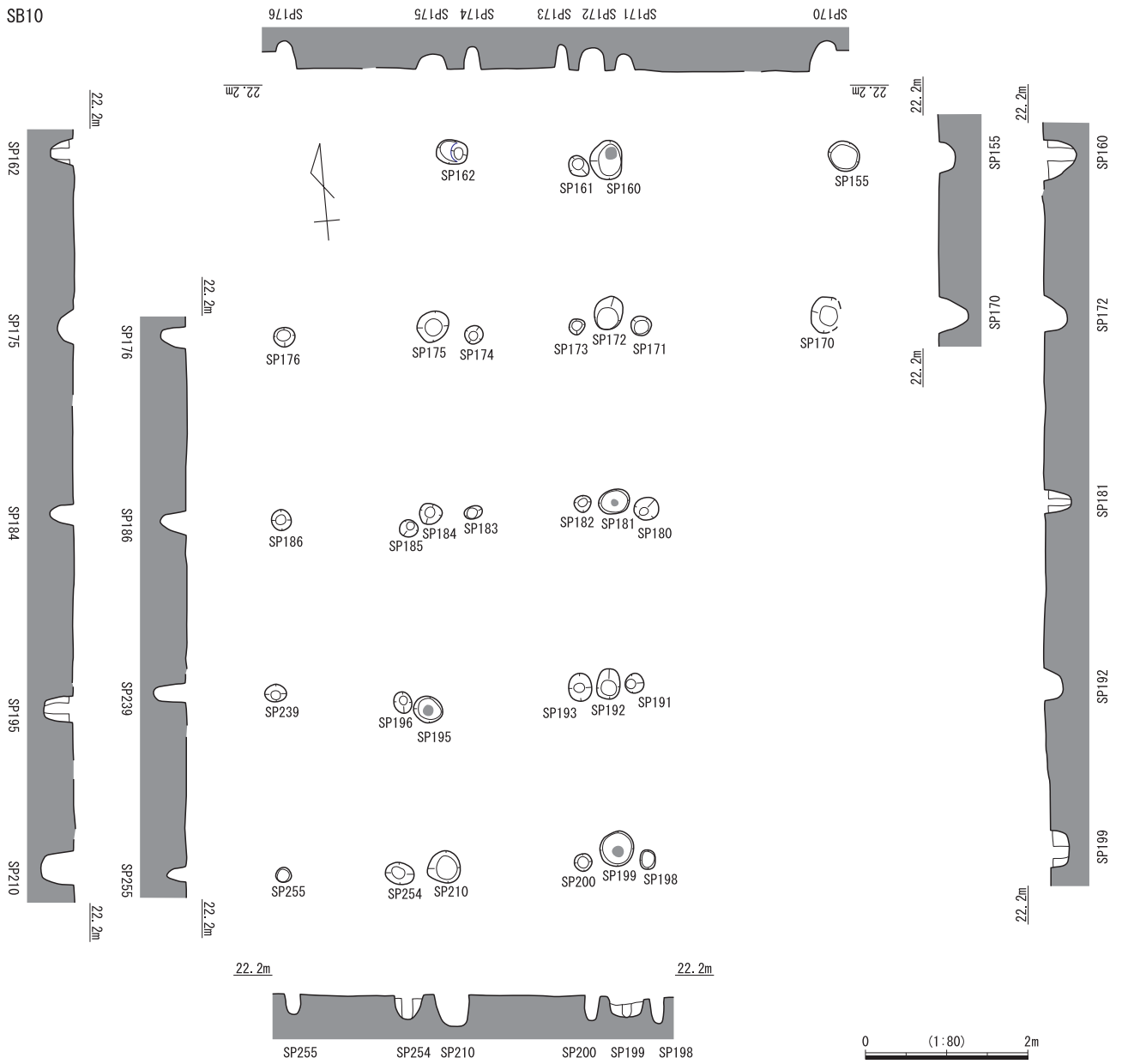
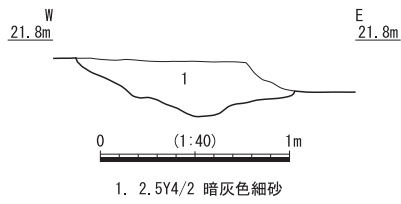
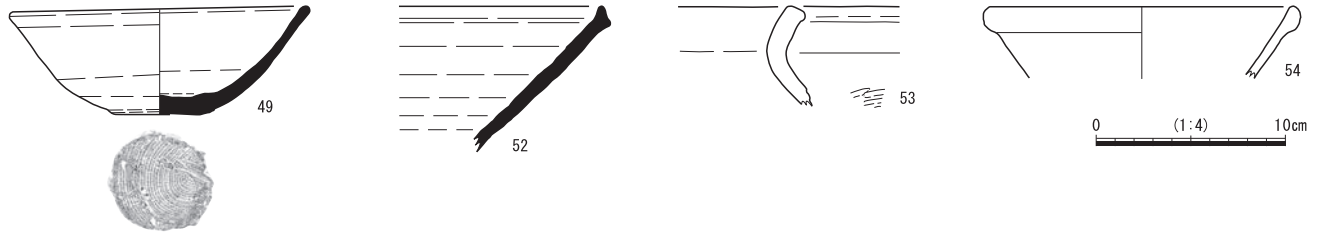
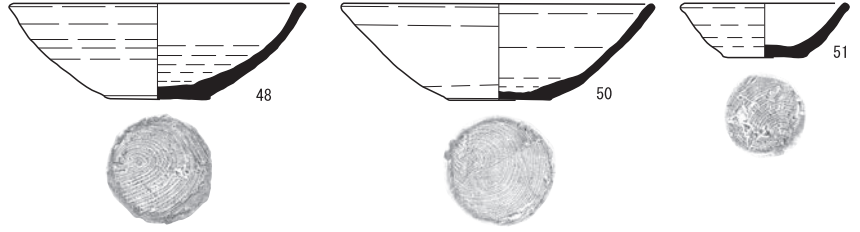


图14 SB10 平·断面图、出土遗物

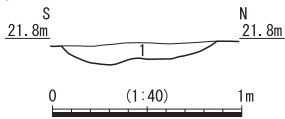
SD1



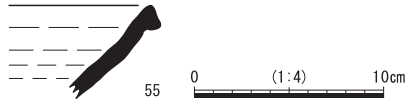
1. 2.5Y4/2 暗灰色細砂



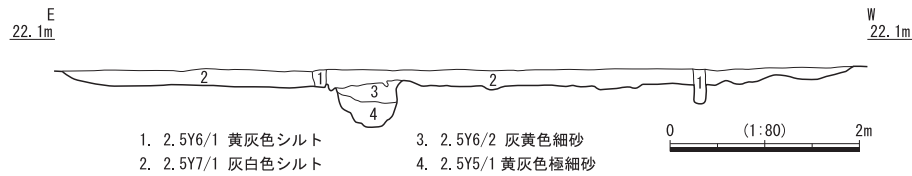
SD3



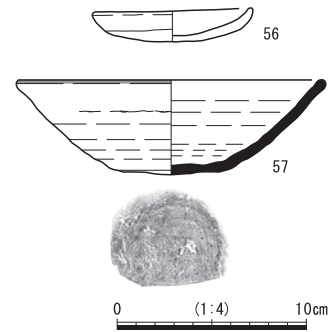
1. 2.5Y4/1 黄灰色細砂



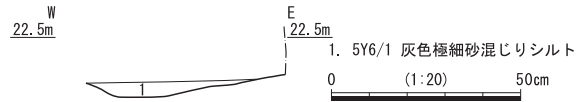
SD4



1. 2.5Y6/1 黄灰色シルト
2. 2.5Y7/1 灰白色シルト
3. 2.5Y6/2 灰黄色細砂
4. 2.5Y5/1 黄灰色極細砂



SD11



1. 5Y6/1 灰色極細砂混じりシルト

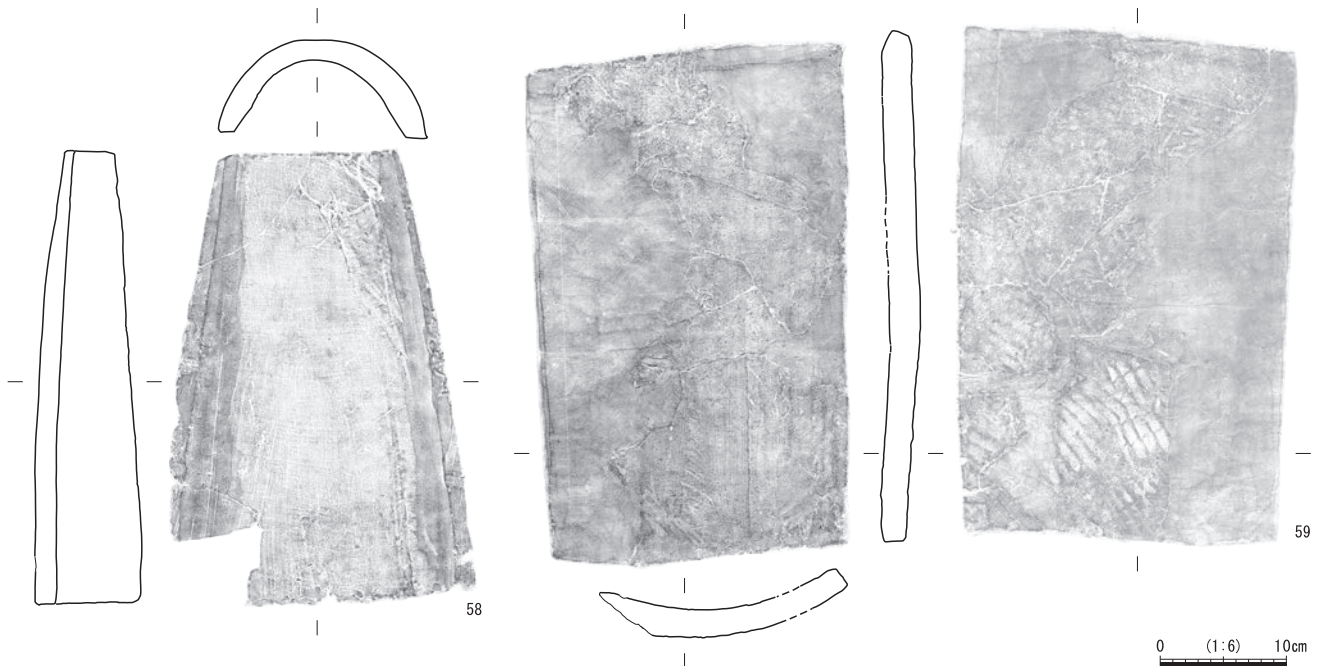


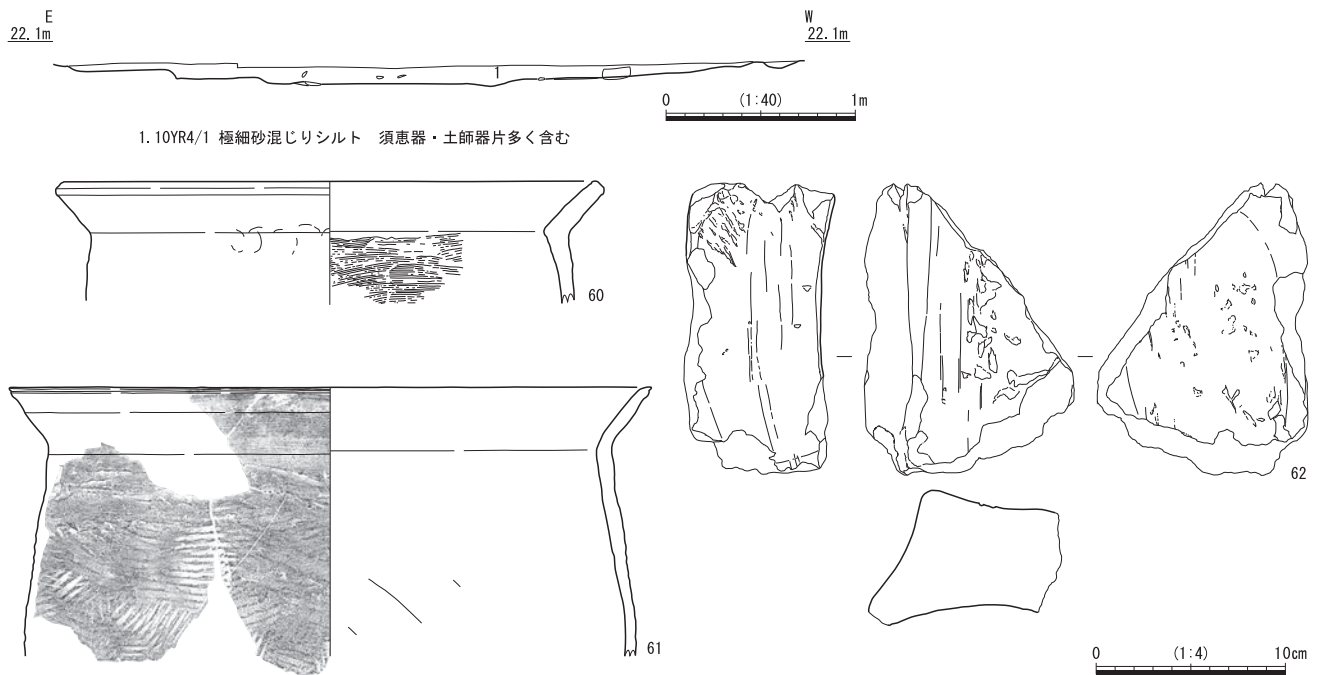
図15 SD1・SD3・SD4・SD11 断面図、出土遺物

SD11 SB4の北12mの位置で検出した。南北方向に延びる溝である。一部未調査部分を含むが検出規模で延長6.0m、幅90cm、深さ15cmを測る。主軸はN20° Eで、埋土は単層である。丸瓦58と平瓦59等を含む瓦片が多く出土した。58は行基式丸瓦で、側面に面取りを施し、凹面にも幅広の面取りが及ぶ。法量は長さ36.1cm、幅18.2cm、厚さ2.2cm、焼成は須恵質で上原田式軒丸瓦のそれに近い。59は2/3程残存する平瓦で、長さ40.6cm、幅23cm以上、厚さ2.4cmである。外面に格子タタキを残し、焼成は甘く白色を呈する。広端部の凸面・凹面とも幅1cmの面取りを施す。これらの瓦は古代の所産であるがSD11自体は埋土の様相から中世の遺構である。

SD14 SX1の南約7mで検出した。東西方向に延びる溝と考えたが、調査区外に広がるためSX1と同様の凹みの可能性もある。検出規模で東西3.7m、南北70cm、深さは遺構検出面から10cmを測る。埋土から土師器甕60・61、砥石62等が出土した。60はくの字口縁の甕で、61は外面にタタキを有し、長胴甕あるいは播但型の甕である。62は凝灰岩製の砥石で3面に使用痕が認められる。

SX1 SB10の南約4mに広がる不整形な凹みである。明確な掘方を持たないことから性格不明のSXとした。その範囲は南北3.28m、東西6.5mである。本遺構からも丸瓦65が出土している。玉縁を有す丸瓦で、長さ38.2cm、幅10.5cm以上、厚さ2.0cmを測る。側面に面取りを施す。その他にかえりを有す須恵器蓋63と土師器碗64等が出土した。64は底部糸切りの碗C1で、12世紀前半に位置づけられる。

SD14



SX1

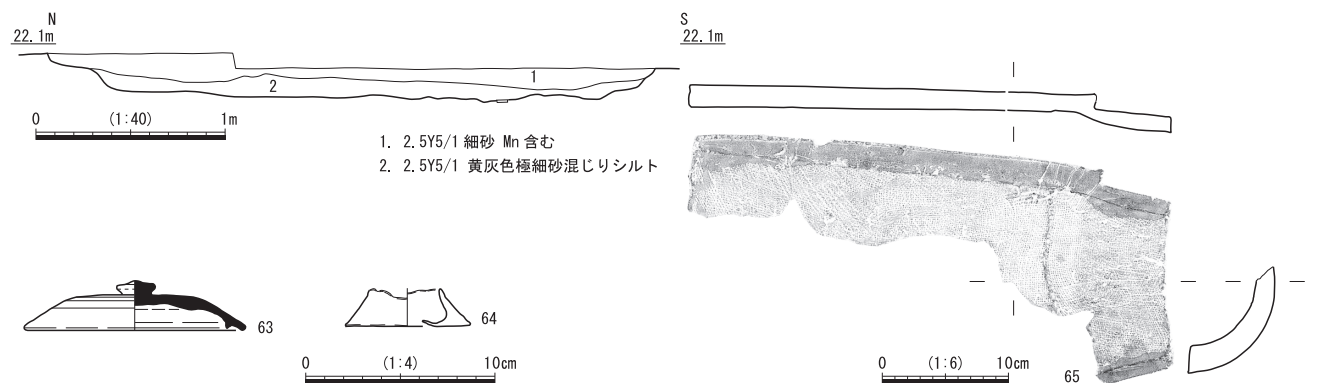


図16 SD14・SX1 断面図、出土遺物

第Ⅳ章 総括

今回の調査では、7世紀後半から8世紀代にかけての建物跡・柵、溝と12世紀後半の建物跡等を確認した。出土遺物には9～10世紀のものも認められることから、この間も断続的ながら遺跡は存続している。古代の遺構は真北～N7° Eの主軸を持つが、飾磨郡条里がN21° Eである点を勘案すると正方位を志向した在り方を呈している。対して中世の遺構には飾磨郡条里に沿うものと、古代の方位を踏襲するものの二者が存在するが、出土遺物からこの二者に時期差を認めることはできない。また、正方位を志向する中世の建物跡はSB10周辺に限られることが注目される。その要因には古代から中世に至る遺跡の性格が大きく関わっていると予想されることから、以下、古代の遺構の性格について言及したい。なお、調査区の制約から全容が判明する遺構は少なく、本文中でも複数の復元案を示した。図17に示した復元案2は未調査部分の想定遺構を含め解釈を加えたものである。ここでは、全体的な遺構配置からSD2あるいはSA2を境にして西地区と東地区に分けて検討する。

まず、東地区では長舎建物SB3の存在が特筆される。播磨地域における長舎建物の事例は多可町の思い出遺跡と加東市の河高・上ノ池遺跡の2例のみである。思い出遺跡例は全長15.5mを測り、近接する井戸から第Ⅰ章でふれた宮ノ浦遺跡第1次調査SD01出土遺物と類似した遺物が出土し、時期的にも近似するとともに多可郡の郡衙と目されている(中町教委2000)。河高・上ノ池遺跡例は9世紀代の建物跡で全長20mを測る(加東郡教委1997)。他地域に向ければ、数多くの長舎建物が検出されている。それらは、基本的に地方官衙特に郡衙関連遺跡において認められている(奈文研2013)。西日本における郡庁域の空間構成の検討を行った雨森によれば、成立期の郡庁は長舎を採用し、内部に一定の空間を持つ特徴があるという(雨森2017)。復元案2ではSB3とSB3-1の2棟の長舎建物が南北に約43m連なり、北端はSA1が連結され東側の空間を長舎囲いする構造が想定され、ここに政務実務の中心施設が存在したと想定される。

西地区では、南に倉庫と見られるSB1が存在する。そこからやや離れた位置にSB4とSB5が存在する。SB4とSB5の柱筋は概ね揃っていることから計画的に配置された可能性がうかがえる。SB4の柱穴は播磨地域で最大規模を測り、検討の余地はあるものの2間×5間の二面廂建物となる復元案を提示しておきたい。検出した建物跡の存続時期を出土遺物から明確におさえることはできないため、東地区と西地区が同時併存か、時期差があるのかを判断することができない。両地区の空間構成には差があり、施設の性格差を反映したものであると思われる。

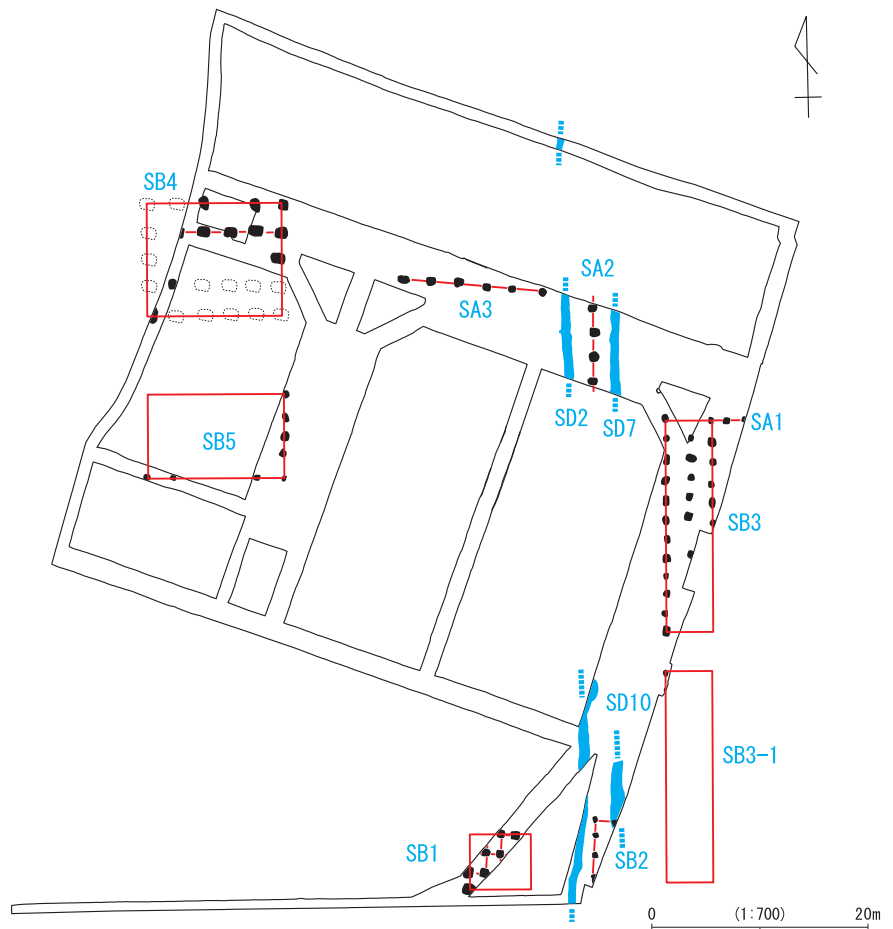


図17 古代遺構復元案2

以上のように宮ノ浦遺跡が地方官衙であり、かつその政務実務の中心施設が存在する可能性が高まった。最後にその地方官衙の性格を考察したい。まず、長舎建物が全国的に認められるのは7世紀後半以降で、郡衙関連施設での検出事例が多い。このことから宮ノ浦遺跡も郡衙クラスの遺跡である可能性が浮かぶ。ただ、飾磨郡衙自体がこれまで積極的に追及されたことはなく、漠然と市川の西岸に想定され、辻井北方や平野・白国の可能性が想定されている（吉本1983）。平野・白国では字「飾万」周辺において官衙的な様相を持つ遺物の出土が報告されているが（和田1905）、現状ではいずれも想像の域を出るものではない。他国の例を参考にすれば、同じ郡内に複数の官衙遺跡が存在することが明らかにされている。兵庫県内では、氷上郡にある山垣遺跡と市辺遺跡が、自然地形に分断される形で存在することから、それぞれ郡衙の出先機関等の存在が推測されている（平川2003）。飾磨郡もまた、市川によって地形的に大きく分断されている。飾東郡と飾西郡の境は市川ではないが、こうした自然地形が東西の分郡につながった可能性は十分に考えられる。遺跡の所在する場所は「飾東町」であり、古墳群、寺院跡の分布状況を踏まえても付近一帯が飾東郡の中心地であった可能性は高い。なお、飾東郡の初見は長元7年（1034）の「播磨大掾播磨貞成家解」である。分郡の正確な年月は不明であるが、天曆4年（950）の「東大寺封戸荘園並寺用雑物帳」に「飭磨西郡」とあることからこのころには既に東西に分かれていたとみられる（姫路市2005）。加えて、遺跡周辺には旧国道372号線（社街道）、西国巡礼道（丹波道）等の交通路が通っている。郡衙の立地はこうした交通の要衝にあることが指摘されている（山中1994）。これらを勘案すると宮ノ浦遺跡は飾磨郡衙ではなく、むしろ後の飾東郡に該当する範囲に設置された飾磨郡衙の出先機関と考えられる。調査の制約から他地域の地方官衙の中枢域との比較が困難な部分も多いが、長舎建物、廂付建物、倉庫等の存在から本遺跡に地方官衙の中心施設が存在した可能性は高い。時期については出土遺物が少なく断言はできないものの、図4に示した1次調査の遺物様相から7世紀後半には成立していたと推測する。なお、検出遺構が正方位を志向する点は、本町遺跡や落地飯坂遺跡等とも共通するが、これらの遺跡では8世紀以降に正方位をとっている。このことから宮ノ浦遺跡の建物も8世紀以降に下る可能性もあるが、SB3の柱穴がやや不整で小型である点、SB1が高床倉庫としては小型である点等から7世紀代に遡る様相ともとれると評価されている*。

その後、9・10世紀代の遺物も散見されることから、平安時代中頃までは何らかの施設が存在した可能性が高い。SB4・SB5と重なる位置に建てられた12世紀後半のSB10周辺の建物のみが飾磨郡の条里方向ではなく、正方位を志向しているのは、その頃までは範囲を狭めながらも地方官衙の名残が存在したためではないだろうか。SB10廃絶後、地割も含め地方官衙の痕跡は地表からは失われた。ただ、調査地の小字は「宮ノ浦(裏)」であり、その東には「宮ノ東」、南には「宮ノ前」があるが、現地はもちろん近世の地誌等にも当地に「宮」に比定できる神社等は見出せない。あるいは、この地名に古代の地方官衙の記憶の断片が残されているのかもしれない。

※) 大橋氏よりご教示いただいた。その他、逐一記していないが本文中の記載事項の多くについてもご指導をいただいた。

参考文献

- | | | |
|------------------|------|----------------------------------|
| 雨森 智美 | 2017 | 「郡庁域の空間構成－西日本の様相」『郡庁域の空間構成』クバプロ |
| 鎌谷 木三次 | 1942 | 『播磨上代寺院址の研究』 |
| 加東郡教育委員会 | 1997 | 『河高・上ノ池遺跡』 |
| 中町教育委員会 | 2000 | 『思い出遺跡群Ⅱ』 |
| 奈良文化財研究所 | 2013 | 『長舎遺構資料集成』第17回古代官衙・集落研究集会 |
| | 2017 | 『地方官衙政庁域の変遷と特質 政庁域 遺構集成』 |
| 奈良文化財研究所・歴史土器研究会 | 2019 | 『飛鳥時代の土器編年再考』 |
| 播磨考古学研究集会 | 2005 | 『古代集落からみた播磨』 |
| 兵庫県教育委員会 | 1980 | 『播但連絡有料自動車道建設にかかる埋蔵文化財調査報告書Ⅱ』 |
| 平川 南 | 2003 | 「郡符木簡」『古代地方木簡の研究』吉川弘文館 |
| 山中 敏史 | 1994 | 『古代地方官衙遺跡の研究』塙書房 |
| 吉本 昌弘 | 1983 | 「古代播磨国の郡衙」『人文地理』第35巻4号 人文地理学会 |
| 和田 千吉 | 1905 | 「播磨國平野村長者屋敷及び飾磨のかち染考」『考古界』第5篇第壹號 |



写真1 調査地空中写真（昭和33年 姫路市撮影）○が調査地点



写真2 調査地全景（北東から）



写真3 SB1検出（北から）



写真4 SB1完掘（北から）



写真5 SB2検出（北から）



写真6 SB2完掘（北から）



写真7 SB3・SA1検出（北から）



写真8 SB3・SA1完掘（北から）



写真9 SB4検出（東から）



写真10 SB4完掘（東から）



写真11 SB5・SB7～10検出（北から）



写真12 SB5・SB7～10完掘（南から）



写真13 SB10柱穴（南から）



写真14 SA2・SA3検出（東から）



写真15 SA2・SA3完掘（東から）



写真16 SD2・SD10 (北から)



写真17 SD2・7・8 (北から)



写真18 SD11北端 (南から)



写真19 SB3-SP1038断面 須恵器杯6出土状況 (南から)



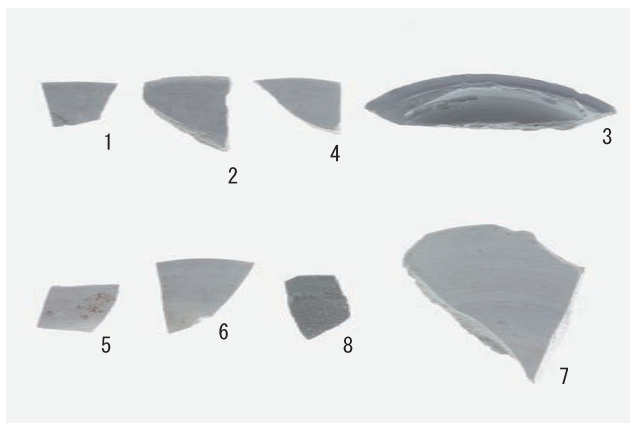
写真20 SB4-SP1085断面 (南から)



写真21 SB10-SP175遺物出土状況 (南から)



写真22 1次調査SD01坪4遺物出土状況 (北から)







報告書抄録

ふりがな	みやのうらいせき								
書名	宮ノ浦遺跡								
副書名	第5次発掘調査報告書								
巻次									
シリーズ名	姫路市埋蔵文化財センター調査報告								
シリーズ番号	第94集								
編著者名	関 梓、中川 猛								
編集機関	姫路市埋蔵文化財センター								
所在地	〒671-0246 兵庫県姫路市四郷町坂元 414 番地 1								
発行年月日	令和2年(2020年)3月31日								
ふりがな 所収遺跡名	ふりがな 所在地	コード		北緯	東経	調査期間	調査 面積	調査 原因	調査 番号
		市町村	遺跡番号						
みやのうらいせき 宮ノ浦遺跡	ひめじし 姫路市 しきとうちようしやう 飾東町庄	28201	020937	34° 49' 09"	134° 40' 43"	2018. 4. 10 ～ 2018. 8. 14	1,035m ²	宅地 開発	2018 0020
所収遺跡名	種別	主な時代		主な遺構			主な遺物		
宮ノ浦遺跡	官衙跡	古代 中世		長舎建物、総柱建物、溝、柱穴 据立柱建物、溝、柱穴			須恵器・土師器・瓦 須恵器・土師器・瓦		
要約	<p>遺跡の周辺には、古墳時代後期の古墳や古代寺院が点在する。また、南方には壇場山古墳や播磨国分寺跡があるなど市内においても重要遺跡が点在する地域にあたる。調査では7世紀後半から8世紀にかけての長舎建物や廂付建物の可能性のある遺構を検出した。これらの遺構はその規模と正方位を志向する点から地方官衙である可能性が高い。これまでに想定されている飾磨郡衙の比定地とは異なる点、かつての飾東郡に所在する点、丹波・但馬・摂津方面に向かう交通路が至近に想定されることから飾磨郡衙の出先機関と推測する。検出した遺構配置の検討からその政務実務の中核部にあたる可能性が考えられる。</p>								

姫路市埋蔵文化財センター調査報告 第94集

宮ノ浦遺跡

—第5次発掘調査報告書—

令和2年(2020年)年3月31日 発行

編 集 姫路市埋蔵文化財センター
〒671-0246 兵庫県姫路市四郷町坂元 414 番地 1

発 行 姫路市教育委員会
〒670-8501 兵庫県姫路市安田四丁目 1 番地

印刷・製本 内海印刷株式会社
〒670-0808 兵庫県姫路市白国五丁目 8-4